

第7期  
西尾市高齢者福祉計画  
介護保険事業計画  
(案)

本計画書（案）中の元号等の表記方法は検討中です。

## 【目次】

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> .....	1
1 計画の背景と目的 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	2
4 計画の策定に当たって .....	3
(1) 策定委員会による検討 .....	3
(2) アンケート調査の実施 .....	3
(3) ヒアリング調査の実施 .....	3
(4) 第6期西尾市高齢者福祉計画の進捗評価 .....	3
5 第7期計画のポイント .....	4
(1) 平成37年を見据えた計画の策定 .....	4
(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進 .....	4
(3) 医療計画との整合性の確保 .....	5
(4) 保険者機能の強化と地域マネジメントの推進 .....	5
<b>第2章 高齢者を取り巻く現状</b> .....	6
1 市全体の現状 .....	6
(1) 高齢者の状況 .....	6
(2) 認定者の現状 .....	8
(3) 介護保険サービスの利用状況 .....	12
(4) 日常生活圏域の状況 .....	16
2 第6期計画の評価及び課題 .....	19
(1) 健康づくりと生きがい対策の推進について .....	19
(2) 高齢者の自立を支える福祉環境の構築について .....	21
(3) 認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進について .....	22
(4) 介護サービスの充実について .....	23
(5) 地域包括ケアの推進について .....	25
(6) 安心して利用できるサービス提供体制の構築について .....	26
<b>第3章 計画の基本理念及び基本目標</b> .....	27
1 計画の基本理念 .....	27
2 計画の基本目標 .....	28
3 計画の施策体系 .....	30
<b>第4章 施策の推進</b> .....	31
1 健康づくりと生きがい対策の推進 .....	31
(1) 健康づくりの推進 .....	31
(2) 介護予防事業の推進 .....	33
(3) 生きがいづくりの推進 .....	38
2 高齢者が安心して暮らすことができる環境の構築 .....	40
(1) 人にやさしいまちづくり .....	40

(2) 高齢者の住まいの安定.....	40
(3) 在宅生活の支援の充実.....	42
(4) 災害等緊急時における体制の強化.....	46
3 認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進.....	47
(1) 認知症施策の充実.....	47
(2) 地域における認知症施策の充実.....	50
(3) 高齢者の権利擁護の推進.....	52
4 安心して利用できるサービス提供体制の構築.....	54
(1) 介護保険サービスの運営強化.....	54
(2) 家族介護者支援の推進.....	58
(3) 介護・保健・福祉のマンパワーの確保.....	59
(4) 佐久島における介護・保健・福祉サービスの展開.....	60
5 地域包括ケアシステムの発展.....	61
(1) 地域包括支援センター機能の強化.....	61
(2) 地域での見守り体制の強化.....	65
(3) 在宅医療・介護連携の推進.....	66
6 介護サービスの適正整備.....	68
(1) 居宅サービスの適正整備.....	68
(2) 地域密着型サービスの適正整備.....	71
(3) 施設サービスの適正整備.....	73
7 介護保険料の設定.....	74
(1) サービス見込量の推計の手順.....	74
(2) 介護給付費等の見込み.....	75
(3) 介護保険料の算出.....	78
<b>第5章 計画の推進に向けて.....</b>	<b>79</b>
1 計画の進捗把握と評価の実施.....	79
2 計画推進体制の整備.....	79
(1) 連携及び組織の強化.....	79
(2) 保健・医療・介護等の多職種・地域住民との協働.....	79
(3) 県及び近隣市町との連携.....	80

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の背景と目的

平成19年、我が国では総人口に占める65歳以上人口（高齢者）の割合が21%を超え、いわゆる「超高齢社会」に突入しました。また、国立社会保障・人口問題研究所によると、平成48年には総人口に占める高齢者の割合が33.3%となり、「3人に1人が高齢者」になるという推計も出されるなど、今後も我が国では高齢者の増加傾向が加速的に進んでいくものと思われます。

進行する高齢化や核家族化による家族の介護機能の低下等に対応するため、平成12年に介護保険制度が開始され、高齢期の市民を支える制度として浸透・定着してきました。しかし、要支援・要介護認定者の増加による介護・医療費の増加や認知症高齢者の増加、在宅医療ニーズの増大、家族介護者の負担等、様々な課題は未だ山積しており、制度の持続可能性を確保しつつ、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備することが喫緊の課題となっています。

また、国では平成28年度に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」を設置し、地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティの実現のため、高齢者福祉における地域包括ケアの概念を、様々な分野に横断的に拡げていく方向性を示しています。15～64歳の生産年齢人口の減少が進み、介護人材の担い手が減少する一方、高齢者の健康寿命が延伸し、就労や社会参加へのニーズも高まる中で、より多様な主体が地域の中に参画・連携していくことも重要になっています。

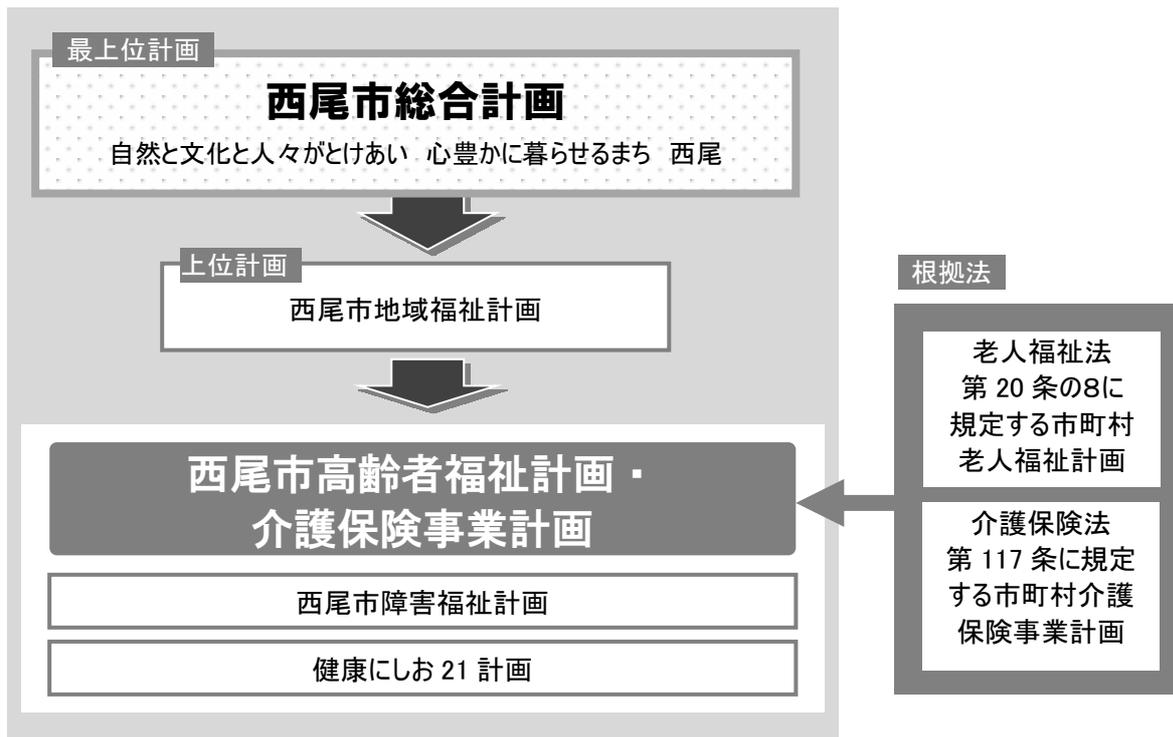
西尾市（以下、本市）では、平成27年3月に「第6期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、中長期的なサービス給付・保険料水準の推計を行い、また、日常生活の場となる圏域の中で、住宅・医療・介護・予防・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた「地域包括ケア計画」として位置づけました。今後も、こうした流れを継承しつつ、介護予防・日常生活支援総合事業の本格的な稼働や介護医療連携の一層の推進、認知症ケアの充実等を進めていく必要があります。

今回策定する「第7期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下、本計画）は、第6期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画で定めた方向性を継続しつつ、制度改革や社会情勢、本市の特性等を踏まえて策定します。また、中長期的な視野によって高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の見直しを図り、特に団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度を見据え、介護保険制度が持続可能なものとなるよう、地域包括ケアシステムの発展・深化に向けた取り組みを進めていきます。

## 2 計画の位置づけ

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8、「介護保険事業計画」は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に基づき策定するものです。本市では、高齢者福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るために、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定します。

また、「西尾市総合計画」を本市の最上位計画、「西尾市地域福祉計画」を福祉分野の上位計画として位置付けるほか、障害や健康分野の関連計画と本計画との整合性を図ります。



## 3 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

また、中長期視点として、団塊の世代のすべての人が 75 歳以上の高齢者となる平成 37 年を見据えて計画を定めます。

H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年	H32 年	H33 年	H34 年	H35 年	H36 年	H37 年	H38 年
第 6 期											
			第 7 期(本計画)								
						第 8 期					
									第 9 期		

## 4 計画の策定に当たって

### (1) 策定委員会による検討

計画の策定にあたっては、多くの方の意見を反映するため、学識経験者、医療・福祉関係者、公募による委員で組織する「西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を検討の場とし、それぞれの委員からの意見等を十分に組み入れることとしました。

被保険者の実態把握等については、要介護認定状況や給付実績等を基に現状分析、問題点や見直し事項の検証・評価、将来推計を行いました。

### (2) アンケート調査の実施

本市の被保険者である高齢者の声を計画に反映するため、一般高齢者、要支援・要介護認定者に対し、ニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

### (3) ヒアリング調査の実施

市内で、普段から高齢者に関わりながら活動を行っている関係機関の意見や意向を計画に反映するため、地域包括支援センター、介護サービス事業所、福祉関係団体・高齢者通いの場運営団体、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設に対して、ヒアリング調査を実施しました。

### (4) 第6期西尾市高齢者福祉計画の進捗評価

第6期西尾市高齢者福祉計画（平成27～29年度）で定めた高齢者福祉施策について、3年間における行政の取り組みの進捗を評価し、本計画に反映するため、関係各課への事業進捗の聞き取りを行いました。

## 5 第7期計画のポイント

厚生労働省では、「全国介護保険担当課長会議」等を通じて、介護保険事業計画に関する制度改正の内容や方針を示しており、本計画でもこれらを踏まえる必要があります。

### (1) 平成37年を見据えた計画の策定

今後の介護ニーズに対応するため、前計画から引き続き、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を見据え、サービス種類ごとの必要見込み量を算出し、そのために必要な保険料水準を推計します。

### (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

日常生活の支援が包括的に確保される仕組みである地域包括ケアシステムについて、第6期計画の考え方を継承しつつ、第9期計画（平成36～38年度）までを視野に入れ、さらなるシステムの深化・推進を図ります。

#### ■介護保険制度改正のポイント(地域包括ケアシステムの深化・推進)

##### 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)

- ・全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、
  - ①データに基づく課題分析と対応
  - ②適切な指標による実績評価
  - ③インセンティブの付与を法律により制度化する。

##### 2 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)

- ・今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設(「介護医療院」)を創設する。
- ・医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備する。

##### 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(介護保険法、社会福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法)

- ・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定するとともに、理念実現のための包括的な支援体制づくりを規定する。
- ・高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

### (3) 医療計画との整合性の確保

地域包括ケアシステムを構築するための医療介護連携のキーワードとして、「生活者視点における切れ目のない医療介護サービス」「サービス提供者にとって顔の見える関係づくり」等が重要になっており、本計画と同時期に見直される「愛知県地域保健医療計画」との整合性を確保します。

### (4) 保険者機能の強化と地域マネジメントの推進

高齢者が、自らの能力に応じて地域の中で自立した生活を送ることや要介護状態となることを予防することといった介護保険制度の理念を踏まえ、以下のような必要な仕組みを経て、計画の策定及び施策の推進を進めます。

- 地域の実情を把握するためのデータ分析の実施
- データ分析の結果を踏まえ、地域で共通の目標・指標を設定
- 本市で介護保険事業を進めるにあたってのニーズを、県と共有
- 介護保険事業計画の実績に関する評価を行い、公表に努めるとともに、県に報告
- 今後予定される財政的インセンティブに沿った、適切な目標・指標の設定

#### ■介護保険制度改正のポイント(介護保険制度の持続可能性の確保)

##### 1 現役並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- ・世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、現役並みの所得のある者については負担割合を3割とする。

##### 2 介護納付金における総報酬割の導入

- ・各医療保険者が納付する介護納付金(40～64歳の保険料)について、被用者保険者では「総報酬割」(報酬額に比例した負担)とする。

##### 3 介護保険適用除外施設における住所地特例の見直し

- ・介護保険の適用除外施設(障害者施設や救護施設等)から介護保険施設に移った際に、適用除外施設が所在する市町村の負担が過度になり過ぎないように、適用除外施設の対象を見直し、住所地特例を拡大する。

##### 4 高額介護(予防)サービスの見直し

- ・第4段階の月額上限額を37,200円から44,400円に引き上げる。
- ・世帯内のすべての被保険者が1割負担の世帯では、年間合計額446,400円を上限とする。

##### 5 財政調整交付金の見直し

- ・調整交付金における年齢区分を①65～74歳、②75歳以上の2区分から、①65～74歳、②75～84歳、③85歳以上の3区分に細分化する。

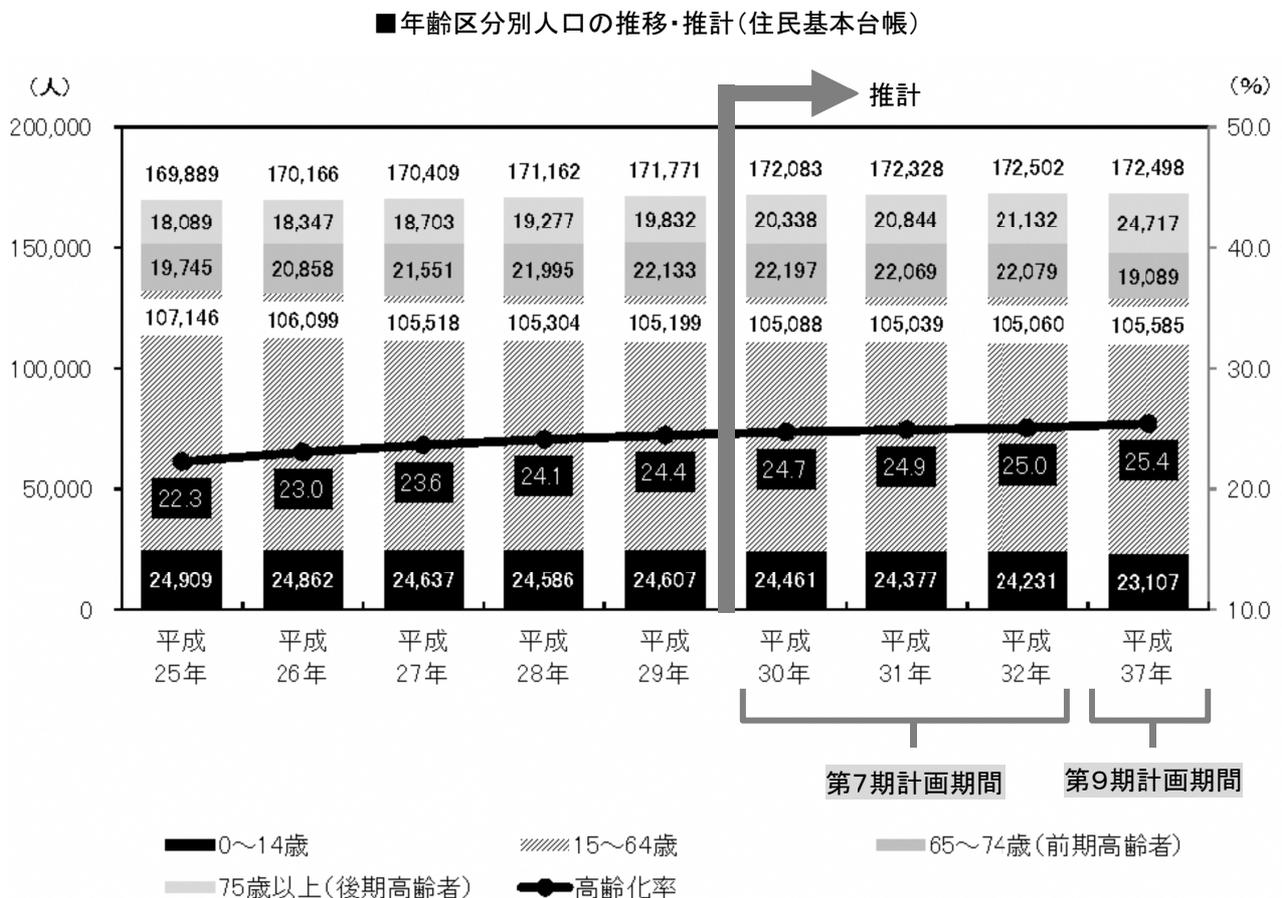
## 第2章 高齢者を取り巻く現状

### 1 市全体の現状

#### (1) 高齢者の状況

##### ① 年齢区分別人口の推移・推計

全国的に少子高齢化・人口減少が進む中、本市の人口は住民基本台帳で見ると増加しながら推移しており、平成29年は171,771人となっています。人口推計を見ると、今後、本市では高齢者の増加が進んでいくと推計されており、第7期介護保険事業計画の計画最終年となる平成32年には高齢化率が25.0%、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には高齢化率が25.4%まで上昇すると推計されています。

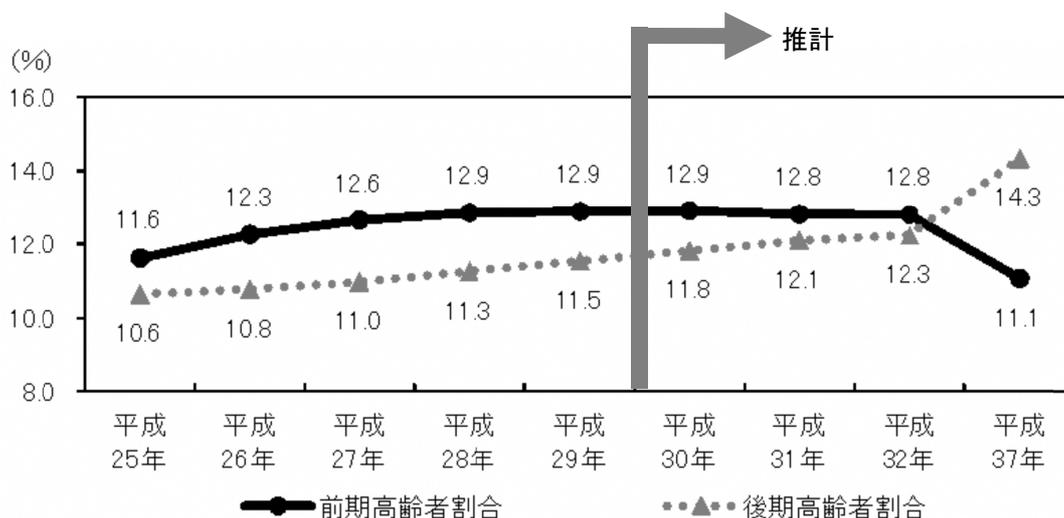


注：平成30年以降の値は、平成25年から平成29年の人口推移を基に、コーホート変化率法（過去の実績人口の動向から変化している割合を求め、それを基に将来の人口を推計する方法）で算出している。

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## ② 前期・後期高齢者割合の推移

前期・後期高齢者が総人口に占める割合をみると、平成 28 年から平成 32 年にかけて、前期高齢者がほぼ横ばいなのに対して、後期高齢者は一貫して増加し続け、平成 37 年には 14.3%と、前期高齢者の割合を上回ることが推計されています。



注：平成 30 年以降の値は、平成 25 年から平成 29 年の人口推移を基に、コーホート変化率法（過去の実績人口の動向から変化している割合を求め、それを基に将来の人口を推計する方法）で算出している。

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

## ③ 高齢者世帯

65 歳以上の高齢者のいる世帯の状況を国勢調査でみると、平成 27 年時点で 25,992 世帯となっており、うち、4,320 世帯が単身世帯となっています。

平成 22 年と比較すると、高齢者のいる世帯は 3,178 世帯増加しており、単身世帯は 1,231 世帯増加しています。

世帯分類	平成 22 年		平成 27 年	
	世帯数(世帯)	割合(%)	世帯数(世帯)	割合(%)
一般世帯	54,390	100.0	58,891	100.0
65 歳上の高齢者がいる世帯	22,814	41.9	25,992	44.1
高年齢単身世帯	3,089	5.7	4,320	7.4
高年齢夫婦世帯	3,520	6.5	5,645	9.6

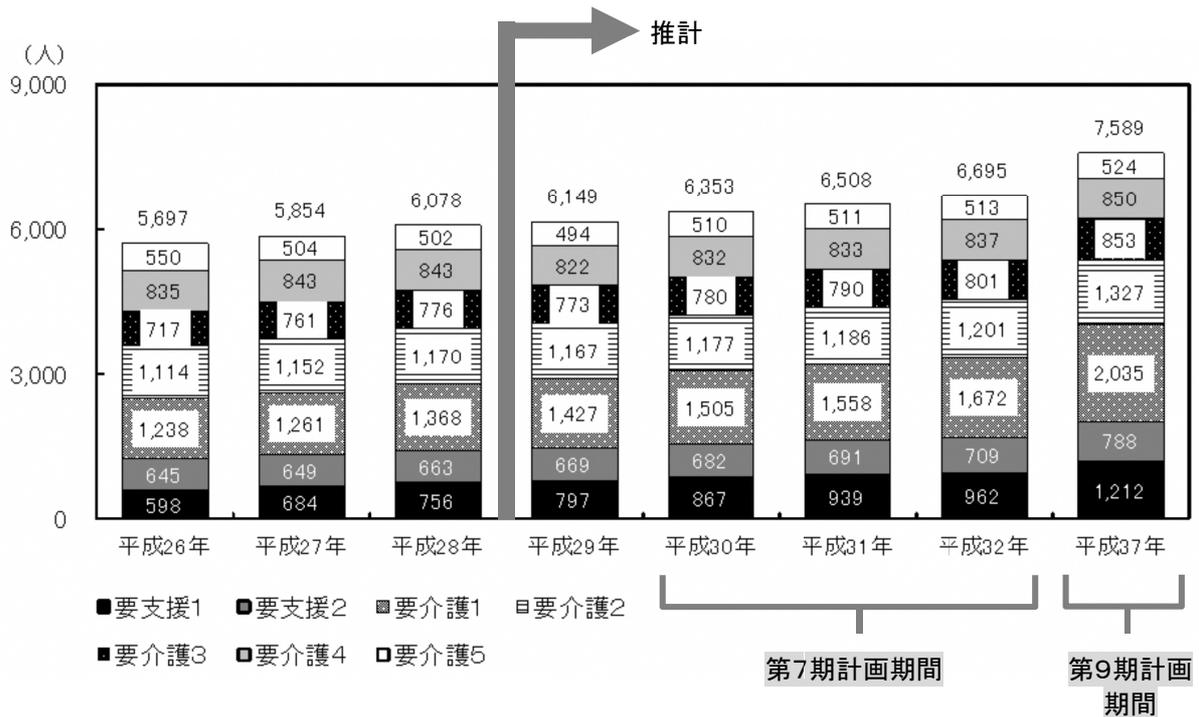
資料：国勢調査

## (2) 認定者の現状

### ① 要支援・要介護認定者推移・推計

要支援・要介護認定者数は、平成28年時点で6,078人となっており、平成26年と比較し、要介護5は減少しているものの、全体では381人増加しています。

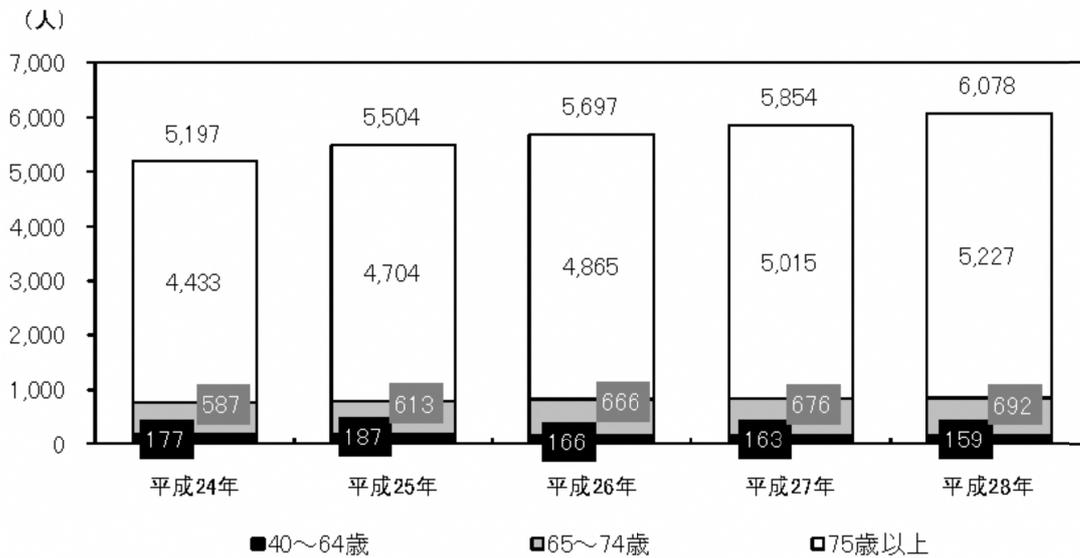
近年の要介護認定率をもとに、将来の要介護認定者数を推計すると、認定者は今後も増加を続け、平成32年には6,695人、平成37年には7,589人まで増加すると推計されています。



資料：平成28年までは介護保険事業状況報告（各年9月末）、平成29年以降は長寿課推計

## ② 年齢別要支援・要介護認定者

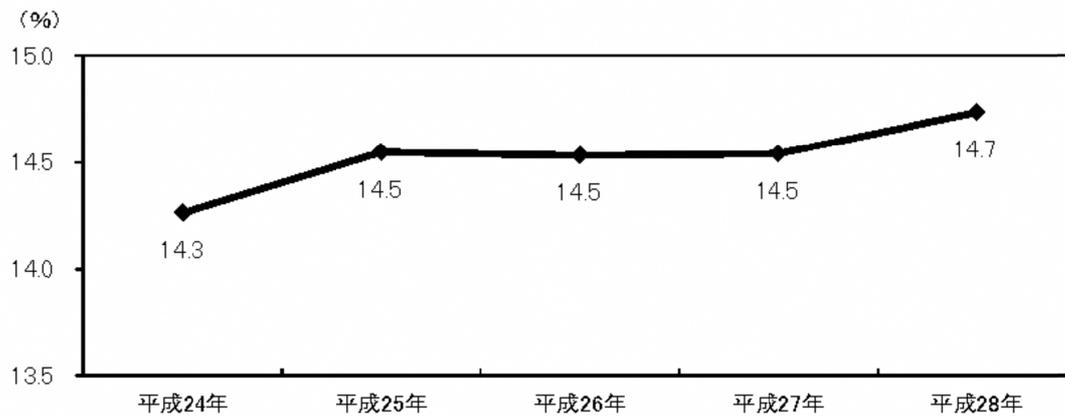
年齢別の要支援・要介護認定者数をみると、平成28年には75歳以上の後期高齢者は5,227人となっており、認定者全体の約86%を占めています。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

## ③ 要支援・要介護認定率

要支援・要介護認定率の推移をみると、平成25年から平成27年にかけて横ばいであったものの、平成28年には再び前年度比で増加するなど、微増の傾向にあります。



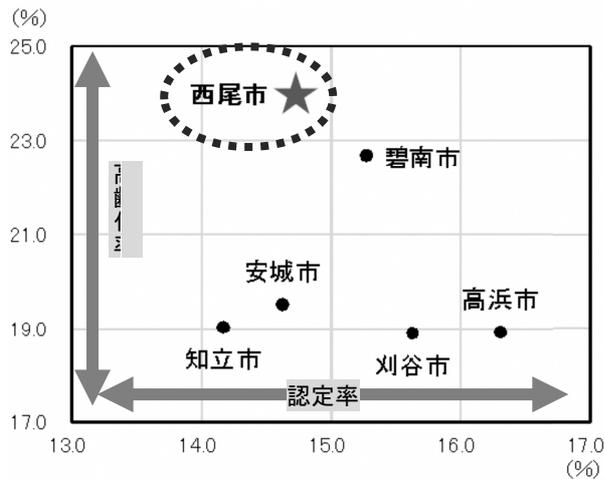
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

#### ④ 認定率の近隣市との比較

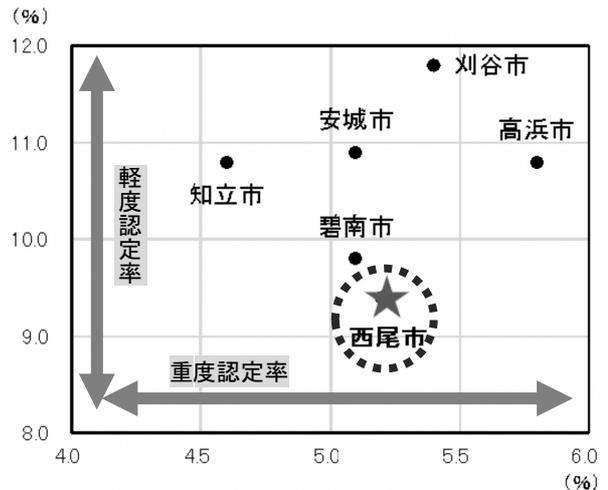
本市の高齢化率と認定率の分布を近隣市と比較すると、認定率は近隣市と比較してほぼ中間に位置している一方、高齢化率は近隣市内で最も高く、人口規模や第6期計画期間の第1号保険料が類似している刈谷市や安城市と比較しても大きな差があります。

また、本市の調整済み軽度・重度認定率を比較すると、特に軽度認定率は近隣市と比較して低くなっています。

■高齢化率・認定率の比較



■調整済み軽度・重度認定率



資料：認定率…介護保険事業状況報告（平成27年）  
 高齢化率…国勢調査（平成27年）

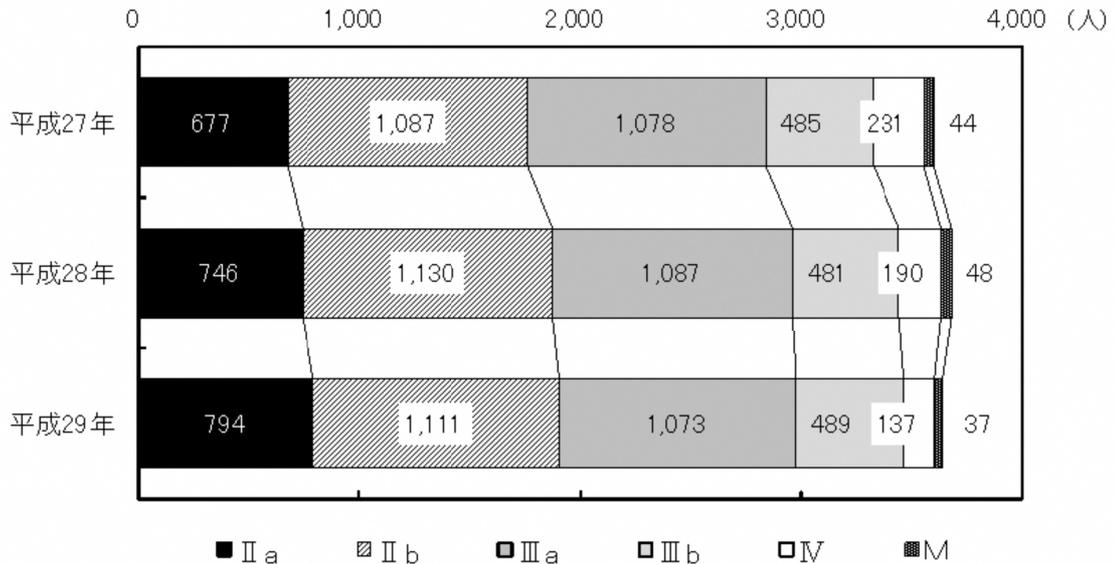
注1：調整済み認定率とは、認定率の大小に大きな影響を及ぼす、1号被保険者の性・年齢別人口構成の影響を除外した認定率を指す

注2：軽度認定率は要介護2以下、重度認定率は要介護3以上を指す

資料：介護保険事業状況報告（平成27年）  
 住民基本台帳

### ⑤ 高齢者の日常生活自立度

要介護認定者のうち、認知症（日常生活自立度が「Ⅱ」～「Ⅴ」）の高齢者数の推移をみると、平成27年から平成29年にかけては横ばいとなっています。また、「Ⅱb」及び「Ⅲa」が多くを占めており、平成27年から平成29年にかけて、「Ⅱa」の人数が増加しています。



資料：長寿課（各年4月1日）

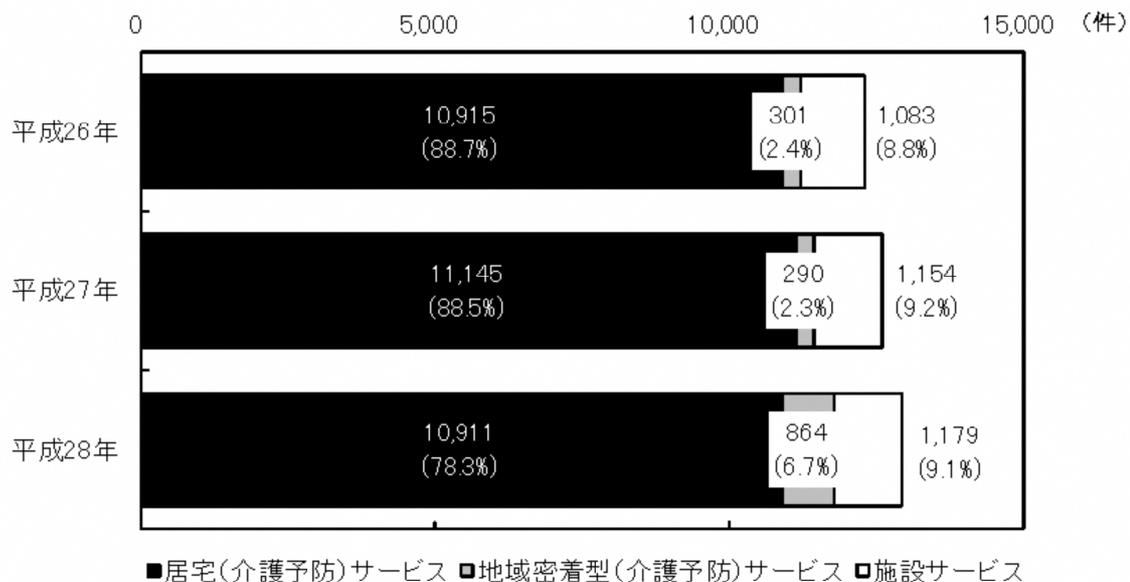
#### ■判定基準

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
	Ⅱa 家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。
Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。
Ⅲ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
	Ⅲa 日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
Ⅴ	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

### (3) 介護保険サービスの利用状況

#### ① サービス別利用件数

本市の介護（介護予防）サービスの利用件数をみると、居宅サービスが減少し、地域密着型サービスが増加していますが、これは制度改正により通所介護の一部が居宅サービスから地域密着型サービスへ移行されたことによるものです。全体の利用件数は、3年間で655件増加しています。

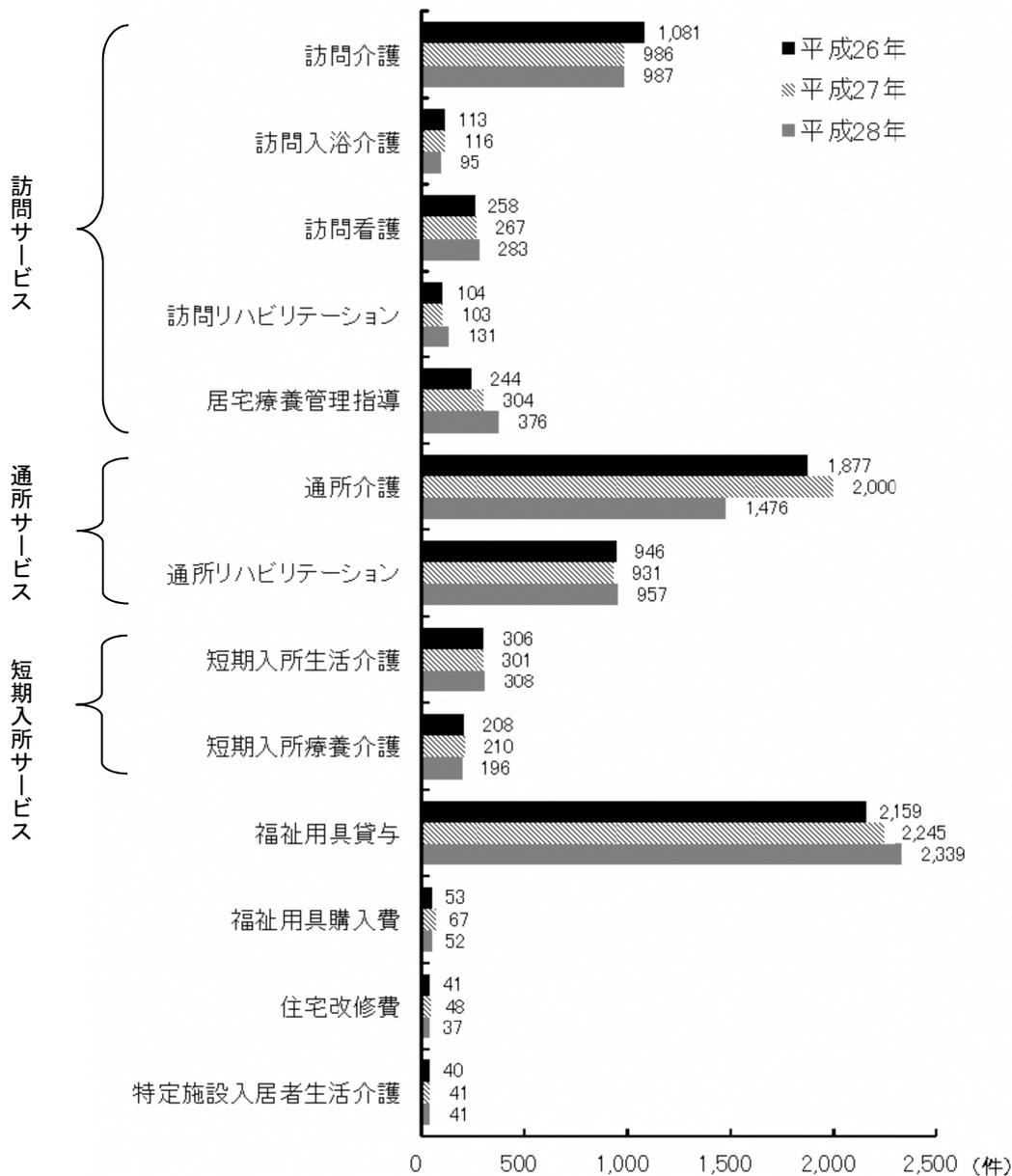


資料：介護保険事業状況報告（各年10月サービス利用実績）

## ② サービスの利用状況

居宅サービスの利用件数は、「福祉用具貸与」が最も多くなっています。また、次いで「通所介護」が多くなっていますが、平成27年から平成28年にかけて、制度改正によって地域密着型通所介護に移行した事業所があるため、利用件数が減少しています。

■居宅(介護予防)サービスの利用件数の推移

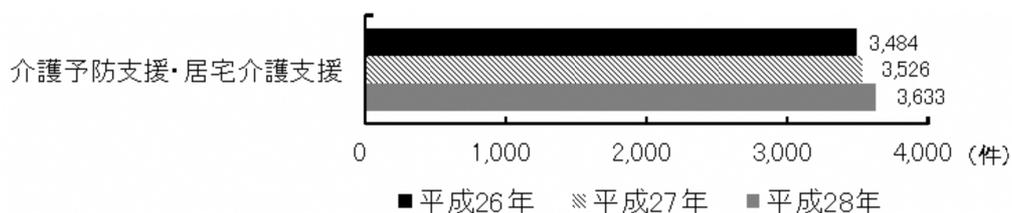


注：「福祉用具購入費」「住宅改修費」は介護保険事業状況報告（月報）における受給者数の記載がないため、年間の受給者数の1月あたり平均値を記載している。

資料：介護保険事業状況報告（各年10月サービス利用実績）

介護予防支援・居宅介護支援の利用件数は、増加しており、3年間で149件増加しています。

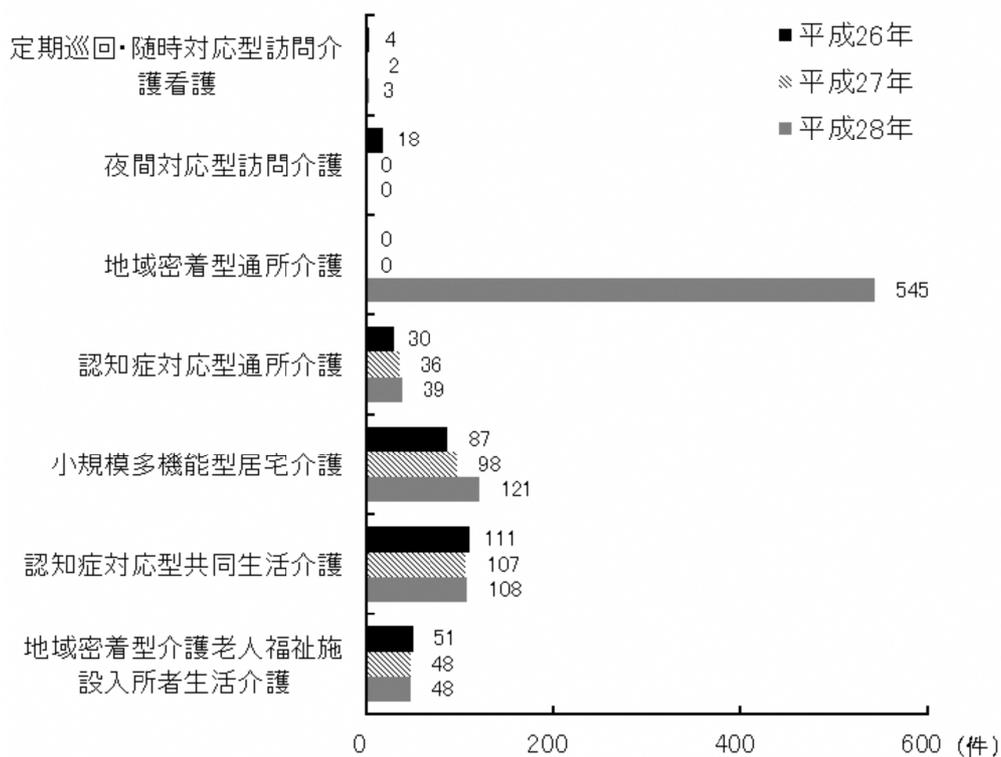
### ■介護予防支援・居宅介護支援の利用件数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年10月サービス利用実績）

地域密着型サービスの利用件数では、平成28年に、制度改正によって通所介護の一部が地域密着型サービスに移行され、「地域密着型通所介護」の利用が始まりました。

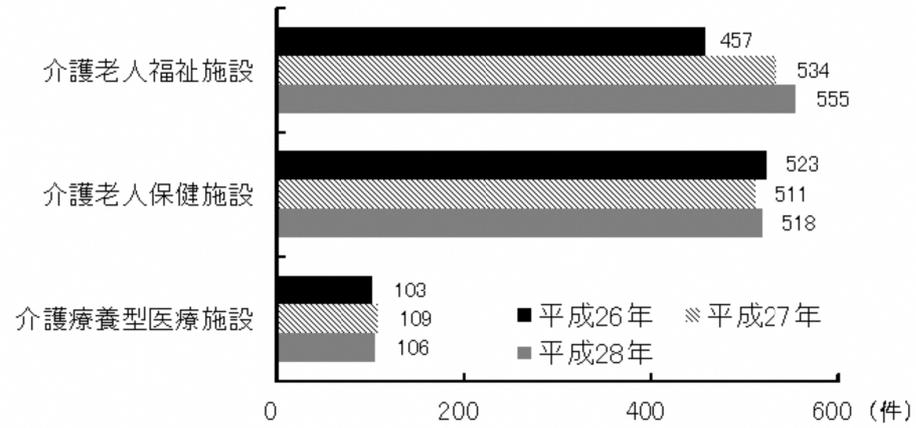
### ■地域密着型(介護予防)サービスの利用件数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年10月サービス利用実績）

施設サービスの受給者数は、平成 26 年から平成 27 年にかけて新たな「介護老人福祉施設」の運営が開始され、利用件数が増加しています。

#### ■施設サービスの利用件数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年 10 月サービス利用実績）

#### (4) 日常生活圏域の状況

本市における日常生活圏域は、地理的・歴史的条件、市民の生活形態、交通網、旧行政区、公共施設の位置、面積等を踏まえ、総合的に勘案して4圏域とします。

また、地域に根ざした相談支援や認知症予防、介護予防の推進を効果的に実施するため、地域包括支援センターを中心的な役割として位置づけ、担当エリアを設定します。



■ 日常生活圏域及び地域包括支援センター

圏域名	名称・所在地	担当地区名
西尾北部	西尾市地域包括支援センター東部・八ツ面 花ノ木町2丁目1 (西尾市総合福祉センター内)	八ツ面 三和 室場
	西尾市地域包括支援センター西尾 寄住町洲田18 (西尾老人保健施設内)	西尾 花ノ木
	西尾市地域包括支援センター鶴城 桜町4丁目31 (米津老人保健施設内)	鶴城 米津 西野町
西尾南部	西尾市地域包括支援センター平坂 和泉町22 (西尾病院内)	平坂 矢田 中畑
	西尾市地域包括支援センター寺津福地 平口町大溝77 (特別養護老人ホームせんねん村内)	寺津 福地南部 福地北部
一色	西尾市地域包括支援センター一色 一色町前野新田48-3 (西尾市一色老人福祉センター内)	一色
吉良幡豆	西尾市地域包括支援センター吉良幡豆 鳥羽町迎49-2 (特別養護老人ホームしはとの郷内)	吉良 幡豆

## ① 日常生活圏域別人口

日常生活圏域別に人口をみると、一色圏域と吉良幡豆圏域では高齢化率が高くなっています。

区 分	西尾北部	西尾南部	一色	吉良幡豆	計
人口(人)	70,592	43,395	23,509	34,275	171,771
前期高齢者(人)	8,360	5,319	3,404	5,050	22,133
後期高齢者(人)	7,219	4,645	3,100	4,868	19,832
高齢者人口(人)	15,579	9,964	6,504	9,918	41,965
高齢化率(%)	22.1	23.0	27.7	28.9	24.4

資料：住民基本台帳（平成 29 年 10 月 1 日）

## ② 日常生活圏域別世帯状況

日常生活圏域別の世帯状況を見ると、一色・吉良幡豆圏域では高齢者世帯数の総世帯数に占める割合が高くなっています。

区 分	西尾北部	西尾南部	一色	吉良幡豆	計
総世帯(世帯)	27,896	15,838	7,832	11,629	63,195
高齢者単身世帯数 1)	2,654	1,386	783	1,250	6,073
高齢者のみ世帯数 2)	4,813	2,959	1,637	2,576	11,985
高齢者世帯数(1+2 合計)	7,467	4,345	2,420	3,826	18,058
高齢者世帯率(%)	26.8	27.4	30.9	32.9	28.6

※「高齢者世帯」は、65歳以上の高齢者のみの世帯（「高齢者単身世帯」を除く）

※「高齢者単身世帯」は、65歳以上の一人暮らし高齢者

※「高齢者単身世帯率」＝「高齢者単身世帯数」/「総世帯数」

資料：住民基本台帳（平成 29 年 10 月 1 日）

### ③ 日常生活圏域別の地域資源

日常生活圏域ごとに、サービス提供を行っている事業所をみると、人口や高齢者数等の関係から西尾北部圏域に施設が集中しています。

種類		西尾 北部	西尾 南部	一色	吉良 幡豆	計	
居宅サービス	特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	施設数(か所)	0	1	0	0	1
		定員数(人)	0	40	0	0	40
	小計	施設数(か所)	0	1	0	0	1
		定員数(人)	0	40	0	0	40
地域密着型 サービス	認知症対応型通所介護	施設数(か所)	1	0	0	0	1
		定員数(人)	24	0	0	0	24
	小規模多機能型居宅介護	施設数(か所)	4	2	0	2	8
		定員数(人)	101	58	0	38	197
	認知症対応型共同生活介護	施設数(か所)	4	1	1	4	10
		定員数(人)	54	18	9	45	126
	地域密着型介護老人福祉施設	施設数(か所)	1	0	0	1	2
		定員数(人)	20	0	0	29	49
小計	施設数(か所)	10	3	1	7	21	
定員数(人)	199	76	9	112	396		
施設サービス	介護老人福祉施設	施設数(か所)	2	2	0	2	6
		定員数(人)	240	160	0	143	543
	介護老人保健施設	施設数(か所)	4	0	2	0	6
		定員数(人)	420	0	167	0	587
	介護療養型医療施設	施設数(か所)	1	0	2	0	3
		定員数(人)	55	0	68	0	123
小計	施設数(か所)	7	2	4	2	15	
定員数(人)	715	160	235	143	1,253		
合計	施設数(か所)	17	6	5	9	37	
	定員数(人)	914	276	244	255	1,689	

(平成 29 年 10 月 1 日)

## 2 第6期計画の評価及び課題

平成27年3月に策定した第6期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画で定めた施策について、取り組みの評価と課題を、基本目標ごとに示しています。

### ■第6期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の施策体系

基本理念	基本目標	施策
地域で支え合い 笑顔あふれる 優しいまち 西尾	1 健康づくりと生きがい対策の推進	(1) 健康づくりの推進 (2) 介護予防事業の推進 (3) 生きがいづくりの推進
	2 高齢者の自立を支える福祉環境の構築	(1) 人にやさしい街づくり (2) 高齢者住宅の整備 (3) 在宅生活の支援の充実
	3 認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進	(1) 認知症施策の充実 (2) 高齢者の権利擁護の推進
	4 介護サービスの充実	(1) 居宅サービスの充実 (2) 地域密着型サービスの充実 (3) 施設サービスの充実 (4) 佐久島における介護・保健・福祉サービスの展開
	5 地域包括ケアの推進	(1) 地域包括支援センター機能の強化 (2) 地域での見守り体制の強化 (3) 在宅医療・介護連携の推進 (4) 災害等緊急時における体制の強化
	6 安心して利用できるサービス提供体制の構築	(1) 介護保険サービスの運営強化 (2) 家族介護者支援の推進 (3) 介護・保健・福祉のマンパワーの確保

### (1) 健康づくりと生きがい対策の推進について

#### ① 健康づくりの推進

乳幼児から後期高齢者まで、様々なライフステージの方に向けた健康維持・増進のための取り組みが行われており、特に歯科保健では改善の傾向がみられ、アンケート結果からも、本市の高齢者は口腔機能のリスクが類似都市（中規模市）より低くなっています。一方、特定健診においては見込量に対して受診者数の実績が少なくなっていました。高齢になっても要支援・要介護認定を受けることなく過ごせるよう、健全な生活習慣を維持するため、高齢期前からの健康づくりのための意識を啓発していく必要があります。

## ② 介護予防事業の推進

平成 29 年 4 月より介護予防・日常生活支援総合事業が本市でもスタートし、新規サービスの提供をスタートさせており、今後、さらなる多種多様な事業者・担い手の参画を求めていく必要があります。団体調査結果から、各地域包括支援センターから介護予防事業の活発化や前期高齢者向けの介護予防の場等が求められています。

個々の介護予防事業については概ね見込量どおりの参加者となっているものの、一部の事業で地域による参加者の偏りや内容の見直しが必要となるなど、介護予防事業の充実・強化がさらに求められています。

### ■西尾市の介護予防・日常生活支援総合事業(平成 29 年度)

訪問型サービス	
訪問介護相当サービス	居宅を訪問して身体介護、日常生活の支援を行うサービス(入浴介助、おむつ交換等の身体介護を含む方への清掃や洗濯等)。
生活支援訪問型サービス(サービスA)	身体介護を必要としない利用者のために居宅を訪問して、日常生活の支援を行うサービス(清掃、洗濯、ゴミ出し、調理等)。
通所型サービス	
通所介護相当サービス	通所介護施設で日常生活・生活行為向上のための支援を行うサービス。
緩和型通所サービス(サービスA)	通所介護施設、又は接骨院で運動機能の向上を目的に行うサービス。
いきいきサービス(サービスA)	閉じこもり予防や高齢者同士の交流の場として行うサービス(送迎、運動、レクリエーション、食事等)。
ころばん教室(サービスC)	約4か月間、1回/週、健康運動指導士、保健師、理学療法士等が運動器の機能向上を目的に個人の運動プログラムを作成し、指導や助言を行う。
健口かむかむ教室(サービスC)	約2か月間、1回/週、歯科衛生士、栄養士等が口腔機能の維持・向上を目的としたサービスで、お口の健康体操やブラッシング指導を行う。

## ③ 生きがいつくりの推進

シルバー人材センターや老人クラブの活動支援、また、ボランティアやNPOの養成を通じて、高齢者の生きがいつくり活動の活発化を図ってきました。また、アンケート結果より、本市の高齢者は類似都市より閉じこもりリスクが高く、スポーツや趣味、文化・学習の集まりへの参加がみられない傾向となっています。今後も、高齢者の社会参加や就労のニーズはさらに増加するものと思われ、働き方の多様化への対応や活動の場の整備・維持等が必要です。一方、アンケート結果より、本市の高齢者は類似都市よりも幸福度や友人・知人との交流頻度が高くなっており、こうした傾向も踏まえた上で、高齢者が地域の中で活躍することができる機会やレクリエーション等を通じて、社会参加・生きがいつくりができる場を提供することが重要です。

## (2) 高齢者の自立を支える福祉環境の構築について

### ① 人にやさしい街づくり

公共交通へのアクセスを確保するなどの移動支援や交流拠点の場の維持に努めていますが、団体調査結果より、外出（特に通院）時の移動支援を求める声が多く、今後も高齢者を含め、すべての市民が暮らしやすいまちの環境をハード・ソフト両面から進めていく必要があります。

### ② 高齢者住宅の整備

高齢者が住み慣れた自宅で暮らし続けることができるよう、住宅の改修補助や高齢者向け住宅の整備が図られています。

本市の特徴として、住宅型有料老人ホームが周辺都市よりも比較的少ない一方、サービス付き高齢者向け住宅の数が多くなっています。可能な限り、高齢者のニーズに合った住まいが安定して提供されることが重要です。

### ③ 在宅生活の支援の充実

地域包括ケアシステムの確立のため、在宅の暮らしを支えるサービスや事業を各種提供してきましたが、サービスによっては利用者が見込量を大きく下回っているものもあり、さらなるサービスの啓発が求められます。また、各種アンケート結果より、要支援・要介護認定を受けている高齢者の方が在宅での生活意向が強く、介護度の軽減や重度化防止の視点からも、在宅で暮らし続けるための支援が重要です。

生活支援・介護予防サービス事業について、モデル地区の設定や協議体の立ち上げ検討等を行ったものの、地域の負担等が大きいことから具体的な活動展開に至っておらず、今後、より適切な形で事業を提供できるよう、引き続き検討を進めていくことが必要です。

### (3) 認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進について

#### ① 認知症施策の充実

高齢化の進行に伴い、認知症の人や認知症が疑われる人の増加がみられる中で、認知症ケアパスを作成し、支援のための方策や手順を整備・普及してきました。また、認知症初期集中支援チームの設置や認知症高齢者支援のためのネットワーク・施設の整備を進めてきました。そして認知症への理解を深めるための普及啓発として、認知症サポーターの養成を推進しています。

認知症は誰でも発症する可能性があり、すべての市民が自身の問題として捉え、地域全体で認知症の人とその家族の生活を支える取り組みが重要となってきます。

また、本市での認知症高齢者の増加に対して、認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）等の適切な整備が必要とされています。

■ 中学校別のグループホーム整備状況(平成29年10月1日現在)

日常生活圏域	中学校区	総施設数(施設)	定員(人)
西尾北部	西尾	1	18
	鶴城	3	36
	東部	-	-
	小計	4	54
西尾南部	平坂	1	18
	寺津	-	-
	福地	-	-
	小計	1	18
一色	一色・佐久島	1	9
	小計	1	9
吉良幡豆	吉良	2	18
	幡豆	2	27
	小計	4	45
合計		10	126

#### ② 高齢者の権利擁護の推進

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、判断力の低下や認知症等の理由により虐待や悪徳商法の被害に遭うなど、日常生活の援助が必要となる場合が増加しており、高齢者の権利擁護の推進を進めていく必要があります。

## (4) 介護サービスの充実について

平成28年度の居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスについて、第6期介護保険事業計画策定時の見込値と実績値を比較しています。

国では、「介護離職ゼロ」に向け、2020年代初頭までに、介護サービスが利用できず、やむを得ず離職する方や施設への入所が必要であるにも関わらず自宅で待機する高齢者を無くすことをめざしており、本市でもこうした目標を踏まえながら、介護サービス等の適正な充実を図る必要があります。

### ① 居宅サービスの充実

介護予防・介護サービスともに、利用人数と給付費の実績値が計画値を下回っているサービスが多く、特に、短期入所系サービスの実績値が見込値よりも低くなっており、利用者数や一人当たりの給付費が伸びていません。

#### ■介護予防居宅サービス

区分	計画値		実績値		計画値に対する割合	
	利用人数 (人)	給付費 (千円)	利用人数 (人)	給付費 (千円)	利用人数 (%)	給付費 (%)
訪問系サービス	3,012	60,884	3,340	66,307	110.9	108.9
通所系サービス	5,880	206,135	6,554	184,213	111.5	89.4
短期入所系サービス	120	5,965	107	2,826	89.2	47.4
福祉用具・住宅改修	6,384	60,302	6,659	56,328	104.3	93.4

#### ■介護居宅サービス

区分	計画値		実績値		計画値に対する割合	
	利用人数 (人)	給付費 (千円)	利用人数 (人)	給付費 (千円)	利用人数 (%)	給付費 (%)
訪問系サービス	19,284	831,850	18,195	677,542	94.4	81.5
通所系サービス	28,428	2,550,877	28,857	2,337,745	101.5	91.6
短期入所系サービス	6,888	569,849	5,557	433,153	80.7	76.0
福祉用具・住宅改修	22,980	346,203	22,040	326,909	95.9	94.4

※通所系サービスには、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護が含まれています。

## ② 地域密着型サービスの充実

小規模多機能型居宅介護は介護予防・介護サービスともに実績値が計画値を上回っている一方、介護サービスの定期巡回・夜間対応型訪問介護看護は、予定どおりに資源・施設整備が進まず、計画値を大きく下回っています。

### ■介護予防地域密着型サービス

区分	計画値		実績値		計画値に対する割合	
	利用人数 (人)	給付費 (千円)	利用人数 (人)	給付費 (千円)	利用人数 (%)	給付費 (%)
小規模多機能	72	4,167	96	5,198	133.3	124.7

### ■介護地域密着型サービス

区分	計画値		実績値		計画値に対する割合	
	利用人数 (人)	給付費 (千円)	利用人数 (人)	給付費 (千円)	利用人数 (%)	給付費 (%)
定期巡回・夜間対応型	324	29,098	31	2,418	9.6	8.3
小規模多機能	1,272	211,696	1,312	246,427	103.1	116.4

## ③ 施設サービスの充実

施設サービスでは、平成 26 年から平成 27 年にかけて新たな介護老人福祉施設が開設されており、おおむね計画値どおりに資源・施設が整備されています。

居住系サービスは、第 6 期で計画したグループホーム 2 か所のうち、1 か所が未整備であったため、計画値を大きく下回っています。

### ■施設サービス・居住系サービス

区分	計画値		実績値		計画値に対する割合	
	利用人数 (人)	給付費 (千円)	利用人数 (人)	給付費 (千円)	利用人数 (%)	給付費 (%)
施設サービス	14,784	3,891,381	14,590	3,865,259	98.7	99.3
居住系サービス	2,292	536,609	1,789	408,080	78.1	76.0

※施設サービスには、地域密着型介護老人福祉施設が含まれています。

## ④ 佐久島における介護・保健・福祉サービスの展開

交通の便が悪く、サービスの利用が困難な佐久島における介護予防や生きがいくりのための取り組みを進め、また、島外の介護サービス利用負担の軽減等を目的に、移動補助を行ってきました。しかし、島内における介護サービス提供や交流の場、介護・介助の担い手は現在も不足しており、より住民のニーズ把握とサービスの提供に努めていく必要があります。

## (5) 地域包括ケアの推進について

### ① 地域包括支援センター機能の強化

市内には、4つの日常生活圏域内に7つの地域包括支援センターがあり、それぞれのセンターにおいて、高齢者が必要とするケアを提供するための体制を整備・整理しています。

団体調査結果から、すべてのセンターで職員の数が不足しており、また、多くのセンターから、多忙感から取り組むべき業務を実施しきれておらず、福祉関係団体等との連携を強化するための支援が求められています。また、圏域の高齢者人口規模や範囲等に合った、適切なセンター運営や展開をしていくことが重要です。

介護保険制度が「在宅」を基本とした支援となる中で、さらに増加する高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、第6期計画で構築した地域包括ケア機能を強化していくことが重要です。

### ② 地域での見守り体制の強化

アンケート結果より、本市では高齢者同士で互いにふれ合ったりサポートし合ったりする意識が比較的強く、互いに見守る体制のための土壌があります。また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の高齢者台帳（シルバーカード）への登録を進めています。認知症高齢者や高齢者世帯の増加に伴い、地域で見守りが必要な高齢者の把握は引き続き必要です。

### ③ 在宅医療・介護連携の推進

日常生活圏域内の在宅医療・介護連携を強化するため、在宅医療サポートセンターを設置し、幅広い地域で在宅医療を行うための人材体制を整備するとともに、ICTを活用した医療・介護連携の推進を図ってきました。また、地域包括支援センターの職員（ケアマネジャー等）が医療機関を訪問したり、医療と福祉の連携会議を定期的で開催したりするなど、普段からの課題共有に努めています。団体調査結果をみると、市内の圏域で医療資源に偏りがあり、地域包括ケア圏域ごとに適切な医療・介護連携の仕組みを作っていく必要があります。

医療機関を退院後に、適切な介護サービスにつながるといった、スムーズな医療・介護連携は、今後さらに求められています。

### ④ 災害等緊急時における体制の強化

避難行動要支援者名簿の登録を充実させ、必要な情報を地域の自主防災会や民生委員と共有してきました。震災や風水害等の災害や高齢者をねらった犯罪がますます不安視される中で、地域の防犯・防災力の向上に向けた体制を強化していくことが必要です。

## (6) 安心して利用できるサービス提供体制の構築について

### ① 介護保険サービスの運営強化

利用者自身が介護保険サービスを選ぶことができるよう、積極的に情報開示を行っており、また、制度の変化や社会潮流に合わせ、サービスを提供する事業所も増加・多様化しています。

事業所が増加する一方で、介護サービスの担い手不足は深刻化しており、団体調査結果では、介護保険サービスを提供する事業所から職員の確保・育成に関する課題が挙がっています。市における人材確保のための積極的な広報活動や職員定着のための業務量の適正化が求められています。

### ② 家族介護者支援の推進

在宅介護を推進するため、家族介護者への支援を行い、介護者の心身負担の軽減を図っています。概ね見込どおりの事業利用があったことから、今後も継続的に事業を維持していく必要があります。

### ③ 介護・保健・福祉のマンパワーの確保

平成 37 年に団塊の世代が後期高齢者となり、生活支援へのニーズの急増が予想されることを視野に入れ、介護予防・生活支援サービス事業の担い手増加等もめざしながら、地域の中で高齢者を支えるボランティアの育成を図ってきました。しかし、団体調査結果では、福祉関係団体等でも新規メンバーの不足や人材の年代の偏りといった課題がみられるなど、地域で活動する団体でも人材の確保に苦慮していることが分かります。

介護・保健・福祉のマンパワーの確保は総合事業の推進と併せて長期的な取り組みが必要であり、今後も社会福祉協議会、NPO、老人クラブ、小・中学校等の教育の場を活用した人材の養成活動が重要です。一方、介護サービスの担い手不足に対応し、今後も介護保険制度を安定的に運営するためにも、専門人材の充実やスキルアップが求められています。

## 第3章 計画の基本理念及び基本目標

### 1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、第6期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念である「地域で支え合い 笑顔あふれる優しいまち 西尾」を引き継ぎつつ、取り組みをより本格化していくため、以下のように設定します。

## ～地域で支え合い 笑顔あふれるまち 西尾～

今後、我が国では平成37年までに、団塊の世代が75歳以上となり、高齢者を含めて「一人暮らし社会」が本格化し、要介護認定者や認知症高齢者も増加し、社会保障費が大幅に増加することが見込まれています。また、認定者の増加に伴い、家族介護者の介護離職や介護の担い手の不足もさらに進んでいくと予測されます。

こうした中、すべての高齢者が生きがいに満ち、暮らし続けるためには、「健康寿命」の延伸が重要であり、必要に応じて適切なサービスを受けられることが大切です。一方、近年の社会情勢から、高齢者を公的な福祉サービスだけで支えることは難しい状況となっており、高齢者を取り巻く生活課題にきめ細かく対応するため、地域における支え合いや助け合いが欠かせなくなっています。

本市は、海から山まで、地域ごとに様々な特性を有しており、地域の特色を活かしたまちづくりが進められてきました。また、平成27年の国勢調査によると、持ち家に住んでいる世帯の割合が県内でも高く、住み慣れた自宅や地域の中で暮らし続けることができる環境を有しています。すべての高齢者が尊厳を保ちながら、多様な社会参加・参画を果たし、必要に応じて希望する様々なサービスを受けながら、生涯にわたって住み慣れた家庭や地域社会において、健やかに安心して日常生活を送ることができる地域づくりをめざします。

## 2 計画の基本目標

本計画の基本目標について、地域包括ケアシステムの発展・深化に向けた取り組みを推進するため、第6期計画の基本目標を一部踏襲し、基本目標の推進を経て、基本理念である「地域で支え合い 笑顔あふれるまち 西尾」の実現をめざします。

### 基本目標 1 健康づくりと生きがい対策の推進

高齢期となる前からの健康増進を促進するため、早期からの健康づくりを推進するとともに、要支援・要介護認定の軽減や重度化の抑制のため、介護予防事業の充実・強化に当たります。さらに、就労、生涯学習、スポーツ活動、世代間の交流、ボランティア、まちづくり等の地域活動を含めた幅広い社会参加や多様な交流の場の整備を進めます。

### 基本目標 2 高齢者が安心して暮らすことができる環境の構築

住宅や公共施設、交通機関による移動等、生活環境のあらゆる場面における安心のためのまちづくりを推進します。特に、高齢者の居住については、安定した居住の確保を図るため、適切な入居支援や入居後の生活支援に努めます。安心して地域の中で生活できるよう、災害等の緊急時における高齢者の安全確保を推進します。

### 基本目標 3 認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進

国の「新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）」を踏まえ、認知症についての正しい理解を進めた上で、予防や効果的な施策推進を図ります。また、個人の意思が尊重された暮らしのため、高齢者の権利擁護や虐待防止に向けた支援体制を充実させます。

### 基本目標 4 安心して利用できるサービス提供体制の構築

持続可能な介護保険事業及び「介護離職ゼロ」に向け、必要な給付を適正に提供し、市内すべての高齢者や介護者が安心してサービスを利用できる体制を構築します。また、そのためにサービス提供に携わる人材の養成・確保とともに、「地域共生社会」の実現に向け、市民活動団体や高齢者自身への啓発や養成も推進します。

## 基本目標 5 地域包括ケアシステムの発展

平成 37 年を見据え、各圏域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを段階的に発展させることをめざし、地域包括支援センターの機能強化に向けた地域ケア会議の充実や在宅医療・介護連携の推進等を図ります。

## 基本目標 6 介護サービスの適正整備

介護が必要な高齢者に適正な介護サービスを提供するとともに、介護離職ゼロに向けた家族支援の視点も持ち、介護保険サービスの基盤整備に継続して取り組みます。そのため、介護保険制度に関する普及啓発や介護給付の適正化や介護保険料の収納率向上に取り組みます。

## 基本目標 7 介護保険料の設定（介護保険事業計画）

持続可能な介護保険制度の下で、安定的に介護保険サービスを提供していくため、平成 37 年度までを見据えた介護給付費の見込み量に基づき、第 7 期計画期間中の介護保険料を設定します。

### 3 計画の施策体系

基本理念	基本目標	施策
<b>地域で支え合い 笑顔あふれるまち 西尾</b>	1 健康づくりと生きがい対策の推進	(1)健康づくりの推進 (2)介護予防事業の推進 (3)生きがいづくりの推進
	2 高齢者が安心して暮らすことができる環境の構築	(1)人にやさしいまちづくり (2)高齢者の住まいの安定 (3)在宅生活の支援の充実 (4)災害等緊急時における体制の強化
	3 認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進	(1)認知症施策の充実 (2)地域における認知症施策の充実 (3)高齢者の権利擁護の推進
	4 安心して利用できるサービス提供体制の構築	(1)介護保険サービスの運営強化 (2)家族介護者支援の推進 (3)介護・保健・福祉のマンパワーの確保 (4)佐久島における介護・保健・福祉サービスの展開
	5 地域包括ケアシステムの発展	(1)地域包括支援センター機能の強化 (2)地域での見守り体制の強化 (3)在宅医療・介護連携の推進
	6 介護サービスの適正整備	(1)居宅サービスの適正整備 (2)地域密着型サービスの適正整備 (3)施設サービスの適正整備
	7 介護保険料の設定(介護保険事業計画)	(1)サービス見込み量の推計の手順 (2)介護給付費等の見込み (3)介護保険料の算出

## 第4章 施策の推進

### 1 健康づくりと生きがい対策の推進

#### (1) 健康づくりの推進

高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者数も増加することが予測される中、高齢期となる前からの早期の健康増進を促進して認定者の抑制を図るため、運動機能や栄養状態、こころの健康等の改善とともに、高齢者一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援しながら心身の健康づくりを推進していきます。

#### ■ 健康にしお 21（第2次）の推進

##### 事業内容

健康寿命の延伸を目的とした「健康にしお 21（第2次）（平成26年度～35年度）」計画に基づいて、特に第1次計画の最終評価及び現状把握からの健康課題を踏まえ、重点施策「子どもの頃から歯の健康を守る」「健診受診者の増加」「糖尿病の重症化の予防」を中心に取り組みを進めています。

##### 今後の方針

「生涯 笑顔でいきいきピンシャンくらせるまち 西尾」を基本理念に、要支援・要介護認定となる以前の段階からの健康維持・増進を促進するため、引き続き「健診受診者の増加」「糖尿病の重症化の予防」等のため、疾病の早期発見・早期治療に努めます。

#### ■ 特定健康診査

##### 事業内容

40～74歳の国民健康保険加入者を対象とし、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を行います。

##### 今後の方針

特定健康診査の受診率向上により生活習慣病予防、早期発見・早期治療に取り組み、医療費の抑制に努めます。

特定保健指導により、内臓脂肪症候群該当者を減少させ、なおかつ内臓脂肪症候予備群を内臓脂肪症候群に移さないための取り組みに努めます。

見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
受診者数(人)	13,346	14,719	16,103

## ■ 各種検診の実施

### 事業内容

がん等の早期発見・早期治療のために、胃がん、大腸がん、肺がん・結核、乳がん・子宮がん（女性のみ）、前立腺がん（男性のみ）の検査を実施します。

また、う蝕予防と歯周病予防対策として成人歯科健診を実施します。

### 今後の方針

長期入院等による社会とのつながりの希薄化や経済状況への影響を防ぐため、各種がん検診等の個別の検診の受診勧奨を強化して受診率の向上を図ります。

また、歯・口腔の健康を維持することは、身体的な健康や精神・社会的な健康にも大きく影響を与えるため、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を行うなど受診につながるよう支援していきます。

見込量	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
がん検診総受診者数(人)	51,400	52,000	52,600
骨粗しょう症検診受診者数(人)	1,500	1,600	1,700

## ■ 後期高齢者医療健康診査

### 事業内容

後期高齢者の健康の保持増進等のため、保険者である愛知県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて、健康診査を実施します。

### 今後の方針

健康診査の受診を促進し、今後も増加が予想される後期高齢者の健康の保持増進を図ります。未受診者に対する受診勧奨を引き続き実施し、健康診査の啓発を進めます。

見込量	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
受診者数(人)	5,700	5,800	5,900

## (2) 介護予防事業の推進

本市では、介護予防・日常生活支援総合事業を平成 29 年 4 月から開始し、いつまでも自立した生活を送れるよう、高齢者の要介護状態の予防及び状態の軽減を図っています。

高齢者がいつまでも元気に暮らせるよう、今後も介護予防事業の充実、要介護状態にならないような取り組みが重要となっています。市・地域包括支援センターが中心となり、一般介護予防事業をはじめとするサービスや教室を利用して、介護予防の実践につなげる取り組みを推進するとともに、介護予防に関する普及・啓発を図ります。

### ■ 介護予防把握事業

#### 事業内容

65 歳以上の一般高齢者を対象に閉じこもり等何らかの支援を要する者を早期に把握し、介護予防活動につなげています。

#### 今後の方針

引き続き、関係部局との連携や情報提供等により、要介護状態となりやすいハイリスク者の把握に努め、介護予防活動へつなげていきます。

### ■ 介護予防普及啓発事業

#### 事業内容

介護予防に役立つ知識の普及啓発を図り、介護予防の推進に取り組んでいます。

#### 今後の方針

介護予防に必要な健康体操、栄養、運動、口腔、認知症に関する正しい知識の普及啓発や介護予防教室の展開に努めます。

## ■ 地域介護予防活動支援事業

### 事業内容

気軽に住み慣れた地域で参加することのできる介護予防活動の展開をめざして、住民主体で継続的に活動できる「通いの場」等の介護予防活動の育成及び支援を行います。

### 今後の方針

地域の特色を活かした「通いの場」の充実に向け、集会所等の地域の身近な場所で、介護予防活動を実施する団体に対して、活動費の補助や団体の立ち上げに関する相談等の支援を行っていきます。

## ■ 一般介護予防事業評価事業

### 事業内容

介護予防・日常生活支援総合事業の利用・参加状況の把握・分析・評価を行います。

### 今後の方針

分析・評価結果を基に、利用者のニーズにあった効果的な事業となるよう改善を図っていきます。

## ■ 地域リハビリテーション活動支援事業

### 事業内容

介護・医療機関との連携を強化しながら、地域における出前講座、通所、訪問や地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

### 今後の方針

地域の介護予防活動の質の向上や市全体の介護予防の取り組みに関する他職種連携を推進します。

## ■介護予防・生活支援サービス提供体制の整備

### 事業内容

住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市が中心となって介護・医療・予防・住まいを包括的に提供すること、また住民主体の多様な生活支援サービスを充実させ、要支援者等のサービスを拡充することにより、安心した在宅生活の確保を行うことが必要です。

要支援者等はその状態像から特に生活支援を必要としていますが、支援されるだけでなく地域とのつながりを維持しながら残存能力を有効的に活用することで自立意欲の向上につながり、在宅生活を継続することが可能となります。生活支援の充実については、今後支援が必要となる単身高齢者や高齢者夫婦のみ世帯などが大きな割合を占めることから、高齢者等地域住民の力を活用した体制づくりが必須であり、介護予防・生活支援サービスが利用できるような地域づくりと多様なサービス提供体制に向けて支援を行います。

### 今後の方針

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、介護予防のための環境づくりに努めるとともに、地域において自立支援に資する取り組みを実施し、要介護状態となっても生きがいや役割を持って生活できる地域の実現をめざします。さらに、人と人とのつながりを通じて、介護予防事業への参加者が継続的に拡大していくような地域づくりを行っていきます。

また、高齢者になっても、住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けるためには、医療や介護のほか、日常生活を支援することが必要であるため、ボランティア団体やNPO、市民活動団体など関係機関と連携を図り、地域住民相互間、特に高齢者相互間の支え合い・助け合いの体制づくりを推進します。

## ■介護予防・日常生活支援総合事業の整備

### 事業内容

要支援者等の多様な生活支援ニーズを総合的に提供するため、従来の全国一律に実施されていた介護予防訪問介護、介護予防通所介護サービスを市の事業として実施します。

### 今後の方針

従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービスとして、地域において必要なサービスが安定して提供されるよう取り組んでいきます。

## ■ 通所型・訪問型緩和サービスの充実

### 事業内容

通所型サービスは、通所介護施設又は接骨院で運動機能の向上を目的に支援を行います。また、訪問型サービスは、身体介護を必要としない方を対象に居宅を訪問して日常生活の支援を行います。

### 今後の方針

介護予防訪問型・通所型サービスの事業者について、サービス利用者の増加に対応できるよう、訪問型・通所型緩和サービスの充実を図っていきます。基本チェックリストの記入内容において事業対象者となる方に、適切なサービスの提供を支援します。

見込量	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
総合事業対象者数(人)	1,699	1,830	1,921

見込量	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
総合事業利用者数(人)	8,287	8,734	8,968

## ■ 生活支援ボランティアの発掘と養成

### 事業内容

高齢者の生活支援サービスを行うボランティアを小学校区ごとに「高齢者支え隊」としてグループ構成し、名簿登録します。

### 今後の方針

地域包括支援センターが受けた高齢者からの多様な生活支援サービスの依頼に対して、必要なボランティアを派遣するため、ボランティアの発掘と養成に努め、ボランティア意識の高い地域住民の活躍の場を拡大していきます。

見込量	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
ボランティア登録者数(人)	100	150	200

## ■ 高齢者生活支援の体制づくり

### 事業内容

概ね中学校区(各地域包括支援センター設置区域)にコーディネーター各1名を配置し、必要に応じて高齢者支え隊会議を開催します。

### 今後の方針

生活支援ニーズについて地域で検討が必要な困難事例、地域課題について協議し、解決・支援の方法について検討を行い、少しずつ高齢者支え隊会議が地域に根差す支援団体として確立され、生活支援体制が整うよう努めます。

### (3) 生きがいづくりの推進

高齢者の生きがいづくりや社会参加による心と体の健康づくりに向けて、高齢者の豊富な知識・技能・経験を地域に活かす就労の支援や、生涯学習、老人クラブ等を通じて、高齢者が心豊かに充実した生活を送れるよう努めていきます。

#### ■ シルバー人材センターの活動の推進

##### 事業内容

高齢者の生きがいや生活の充実を図るために、多様な就労機会の確保を図っています。

##### 今後の方針

高齢者の就業場所を確保する機関であるシルバー人材センターを今後も支援し、高齢者の就労や社会参加の機会の場を広げるよう努めます。

見込量	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
会員数(人)	1,140	1,170	1,200

#### ■ 生涯学習の促進

##### 事業内容

「もっと知りたい、もっとうまくなりたい、もっと人に伝えたい」という学びの欲求に対して、自ら勉強したり、教室に通ったり、誰かに教わったり、仲間と話をすることができる場を提供しています。

##### 今後の方針

興味や生きがいを感じる学習の素材や講座の提供の充実に努めるとともに、学んだことを社会還元できる機会も確保し、生涯学習をまちづくりにつなげていくことを支援します。

また、講座終了後にアンケートを実施して、受講者の要望を反映し、参加者の多い人気講座の継続や流行のテーマの講座を開催するなど、学習意欲を起こさせるような企画を考えます。

## ■ 老人クラブ活動の推進

### 事業内容

高齢者がその知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行うための自主的な集まりの場・機会を提供しています。

### 今後の方針

高齢者の生きがいと健康づくりのために、大勢の方が参加できる企画や地域とのつながりを大切にしたい等が活発に行われ、介護予防につながる交流の支援に努めます。

## ■ 高齢者通いの場

### 事業内容

高齢者等が気軽に立ち寄れる、健康づくりと介護予防を行う住民主体の通いの場を運営しています。

### 今後の方針

高齢者同士の交流の輪が広がることによって地域でのつながりをより深め、孤独感の解消や生きがいとなる場の創出により、互いに支え合って暮らしていくことができるよう、地域の絆を深める通いの場を運営していきます。

## 2 高齢者が安心して暮らすことができる環境の構築

### (1) 人にやさしいまちづくり

高齢者をはじめ、すべての市民が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、住宅や公共施設、交通機関等、生活の様々な場面における「安心」のため、住みやすいまちづくりを推進します。

#### ■ 公共交通機関の整備・充実

##### 事業内容

公共交通へのアクセスの確保や移動支援に努め、高齢者が安心して快適に暮らせる環境整備を図っています。

##### 今後の方針

鉄道、バス、タクシー等地域の公共交通資源の活用と連携を進め、それぞれの活性化を図ります。また、公共交通機関を利用することが困難な高齢者に、タクシーチケットを交付します。

### (2) 高齢者の住まいの安定

高齢者の身体の状態や多様化する価値観、ニーズに対応した住まいを、高齢者自らが選択できるよう、適切な入居支援や入居後の生活支援に努めます。

#### ■ 住宅改修費助成

##### 事業内容

介護保険の基準を上回る改修費の一部を助成しています。

##### 今後の方針

介護保険サービス利用者のために、引き続き事業の実施に努めるとともに、利用者の日常生活の自立を支援し、身体状況に適した住宅改修となるよう関係事業者への指導を強化していきます。

見込量	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
助成件数(件)	180	185	190

## ■ 高齢者向け市営住宅

### 事業内容

所得に応じ、適正な負担で居住を確保します。

### 今後の方針

市営住宅のバリアフリー化を進め、高齢者にも配慮した市営住宅の推進に努めます。

西尾市住生活基本計画及び西尾市市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅において、平成 26 年度から平成 33 年度にかけて、中層住宅を対象に、屋内バリアフリー化の改修工事を順次実施するとともに、片廊下型の住宅については、エレベーターの設置を計画していきます。また、入居替えの希望者にも対応をしていきます。

## ■ サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム

### 事業内容

サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの情報を市民へ提供します。

### 今後の方針

本市の特徴として、サービス付き高齢者向け住宅の数が周辺都市と比較して多くなっています。こうした現状を踏まえつつ、今後の整備に関する方針や高齢者の「すまい方」等を検討するとともに、市民に対する情報提供に努めます。

## ■ 養護老人ホーム

### 事業内容

経済的に困窮し、在宅生活が困難な高齢者の入所措置を行い、生活の安定を図っています。

### 今後の方針

在宅において生活することが困難と認められる高齢者について、定員を定めて適切な措置をします。

## ■ 生活支援ハウス

### 事業内容

家庭環境や住宅事情等により、自宅において生活することが困難な高齢者に一時的に同居を提供し、日常生活の相談等について生活援助員が助言等の支援を行います。

### 今後の方針

一時的に住む場所を提供し、安心して生活ができるよう支援していきます。

## (3) 在宅生活の支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で生活を送れるよう、支援が必要な高齢者に対して、本人やその家族のニーズに応じた生活支援サービスの充実と利用促進を図っていきます。

## ■ 配食サービス

### 事業内容

在宅の高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、希望する日に食事を配達することで、安否確認を行っています。

### 今後の方針

生活支援に役立つ配食サービスになるよう改善を図り、見守りを大切にして、孤独感の解消に努めます。

見込量	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用人数(人)	50	75	100

## ■ 緊急通報システムの設置

### 事業内容

緊急時に迅速に通報できる緊急通報端末器を設置し、ひとり暮らし高齢者の緊急事態の対応を図っています。

### 今後の方針

身体機能が低下した高齢者に対して、緊急時に迅速に対応し、ひとり暮らし高齢者の安否確認を引き続き行います。

見込量	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
設置件数(件)	180	190	200

## ■ 高齢者タクシー利用支援事業

### 事業内容

ひとり暮らしで交通手段の確保が難しく、引きこもりがちな高齢者が、通院や買い物等のため、タクシーを利用する場合に料金の一部を助成します。

### 今後の方針

コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーと合わせて、交通手段を確保し、住み慣れた地域で生活を継続できるよう費用対効果を考慮しながら、生活支援体制のあり方を検討します。

見込量	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用人数(人)	300	320	340

## ■ 介護保険利用者への助成

### 事業内容

低所得者に対し、費用負担の軽減を図るため、在宅介護サービス利用料の一部を助成しています。

### 今後の方針

在宅介護サービスの適切な利用が行われるよう、引き続き助成に努めます。

見込量	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
助成件数(件)	2,200	2,250	2,300

## ■ 住宅用火災警報器設置

### 事業内容

ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯を対象に、火災が発生した場合、素早い対応が取れるよう、住宅用火災警報器の設置を促進します。

### 今後の方針

法施行から 10 年以上経過することから、一定の成果が得られたかの検証を進め、今後の方針と対策を検討します。

## ■ 家具転倒防止金具（器具）の取り付け

### 事業内容

ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯を対象に、家具転倒防止の金具（器具）の取り付けを促進します。

### 今後の方針

高齢者が安心できる生活環境を確保できるよう、対象となる世帯に設置を進め、防災対策の普及啓発に努めます。

見込量	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
累計設置者数(人)	190	200	210

## (4) 災害等緊急時における体制の強化

高齢者の中には、災害等の緊急時に避難することが難しい人（災害時要援護者）も多くおり、こうした災害時要援護者を適切に把握するとともに、災害発生時の早急な救出・救護や被災後の支援のための体制を整えていきます。

また、高齢者の在宅生活の支援の視点から、災害以外の緊急時にも対応できるよう、取り組みを充実させます。

### ■ 防犯・防災体制の整備

#### 事業内容

地域包括支援センターや警察、民生委員、町内会等の連携を強化し、高齢者をねらった犯罪被害防止に努めています。また、災害時要援護者台帳の整備を進め、消防、自主防災会等と情報を共有し、有効な支援ができるような体制を整えています。

#### 今後の方針

地域の中で安心して暮らすことができるよう、平時から災害時に備え、自主的な防犯・防災活動を支援・促進します。災害時要援護者台帳については、個人情報に配慮しながら地域の自主防災組織や民生委員と共有するとともに、緊急時に有効な支援の検討を進めます。

また、高齢者が犯罪等の被害に遭わないようにするため、様々な媒体を通じて、情報を正しく伝える機会を拡充します。

### 3 認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進

#### (1) 認知症施策の充実

高齢者、特に後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者のさらなる増加が見込まれています。また、顕在している若年性認知症の人については、就労など経済的な問題や周囲の無理解など社会的な問題が大きく、今後の施策が必要となってきました。

このような状況の中で、「新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）」も踏まえ、認知症への正しい理解や、認知症に備える視点まで含めた効果的な施策推進を図り、認知症の人や家族介護者に対して、適切に保健・医療・福祉サービスが提供される仕組みを構築していきます。

また、認知症施策をさらに推進するために、各地域包括支援センターに設置した認知症地域推進員をコーディネーターとして、事業を企画し運営していきます。

#### ■ 認知症に関する普及啓発

##### 事業内容

地域社会全体で認知症の人を支えるため、子どもから大人まで認知症の正しい知識を持つことができるようさらに普及啓発に努めます。

##### 今後の方針

認知症サポーターが地域や学校、職域など様々な場面で活躍できるような取り組みを推進し、関係機関との連携により認知症の人の見守り体制を強化します。また、認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの確保に努め、地域、小中学校、職域など対象を拡大し、認知症サポーターの養成を行い認知症普及啓発を進めます。

見込量	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症サポーター(延人数)	9,000	11,000	11,600

## ■ 若年性認知症についての啓発

### 事業内容

64歳までに発症する若年性認知症は、認知症を引き起こす原因が多様で、病理学的にもいろいろな疾患を含んでいるため、正しい知識の普及啓発を行います。

### 今後の方針

社会全体の理解を得るために、若年性認知症についての正しい知識の普及を進めていくとともに、若年性認知症の早期発見・早期対応へつなげていきます。また、若年性認知症の人やその家族の相談に対応し、関係機関と連携し支援していきます。

## ■ 認知症予防事業

### 事業内容

各地域で開催しているシルバー元気教室や地域の団体などで、認知症予防について学習することができるよう講座を開催しています。

### 今後の方針

高齢者が認知症への関心を高め、知識をもち、自らが認知症に備えることができるよう引き続き支援します。また、老人クラブ等地域の団体に働きかけ、さらに認知症予防事業を展開します。

新たに、認知症予防のためのコグニサイズを推進し地域の活動を支援していきます。

見込量	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催回数(コース)	24	48	48
参加実人数(人)	480	540	600

## ■ 認知症高齢者対策の体制整備

### 事業内容

認知症高齢者を介護する方々の精神的・肉体的負担を軽減するために、生活・介護の両立をサポートできる体制の整備を行います。

### 今後の方針

各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、地域での認知症に対する正しい知識の啓発と家族や地域住民からの認知症に関する相談やケア方法について専門的な助言を行うなど、相談体制の充実や地域の支援体制づくりを行います。

認知症初期集中支援チームを設置し、認知症で診断を受けていない人、通院を中断した人、受診を拒否している人など、対処が困難な人に対して早期に集中的な支援を行います。また、かかりつけ医と専門医療機関との連携を促進します。

## ■ 認知症ケアパスの整備

### 事業内容

認知症について正しく理解し、不安の軽減を図ることができるように、症状の程度に合わせたサービスや支援等の情報をわかりやすくまとめた認知症ケアパスを作成します。

### 今後の方針

認知症になっても住み慣れた地域でその人らしく生活できるように、認知症の程度に応じ、必要なサービスにつながるような仕組みづくりを進めます。また、いつ、どこで、どのような医療や介護のサービスを受けることができるのか、認知症高齢者を支えるシステムの流れ・内容がわかるよう、認知症ケアパスを備えています。今後は内容の見直しを含め、普及啓発に努めます。

## ■ グループホームの整備

### 事業内容

介護が必要な認知症高齢者が少人数で共同生活を行い、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフから、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を受けます。

### 今後の方針

本市における認知症高齢者の増加を見込み、1か所のグループホームを整備します。

見込量	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
定員数(人)	126	144	144

## (2) 地域における認知症施策の充実

認知症の人本人だけでなく、家族等の主な在宅介護者への支援を進めます。また、全国的に行方不明・身元不明の認知症高齢者が問題となる中で、徘徊した認知症の人を安全に保護するため、地域の見守り体制の整備や関係者との連携を図り、認知症の人や家族が安心して暮らすことができる環境づくりを進めていきます。

## ■ 認知症カフェの開催

### 事業内容

孤立しがちな認知症の人やその家族が、地域に溶け込みながら安心して暮らすための施策として、誰もが参加でき、集う場となる認知症カフェを開催します。

### 今後の方針

認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が集まり、日ごろの悩み等を話し合いながら交流することで、心身の負担の軽減や休息ができる場を提供します。

見込量	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症カフェ(か所)	8	9	10

## ■ 認知症介護家族教室

### 事業内容

認知症の人を介護する家族等を対象に、認知症について学ぶ教室を開催します。

### 今後の方針

認知症の人やその家族の視点を重視し、当事者の立場に立った支援に努めます。

## ■ 認知症介護家族交流会

### 事業内容

認知症の高齢者を介護する家族が、仲間づくりや交流を通じて、日々の悩みや不安を話し合い、介護の負担を軽くするための交流会を行います。

### 今後の方針

必要な方へ情報が届くように周知し、参加しやすい環境づくりに努めていきます。

## ■ 西尾市高齢者おかえりネットワーク

### 事業内容

西尾警察署の協力のもと、市民の協力を得て「西尾市高齢者おかえりネットワーク」システムを導入し、行方不明者の情報をメール配信することで早期発見に結び付けています。

### 今後の方針

西尾警察署と行方不明者の情報を情報共有することで、徘徊している人をすみやかに保護します。また、認知症の人やその家族に対し、適切な介護サービスや福祉サービスに結び付け、再発の防止に努めます。さらに、地域全体で取り組むことで認知症への理解を深め、認知症の人が住みやすい地域づくりを進めていきます。

### (3) 高齢者の権利擁護の推進

認知症等で判断能力が低下した場合でも、高齢者の主体性や尊厳を守り、地域で安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護や成年後見の取り組みを推進します。

高齢者虐待の早期発見・早期対応を行う体制を確立し、多職種による支援を行っていきます。また、高齢者虐待を未然に防ぐためにも、住民に高齢者虐待を広く理解してもらえるよう周知を図ります。

成年後見センターにおいて、成年後見制度の普及啓発や利用支援を推進します。

#### ■ 高齢者虐待防止対策ネットワーク

##### 事業内容

高齢者虐待の防止や早期発見のため、市及び地域包括支援センターの双方が中心となり、関係機関や地域と密接に連携して対応できるネットワーク体制を構築します。

##### 今後の方針

民生委員、町内会をはじめとした地域で支え合い活動をしている人や組織、介護保険事業所、かかりつけ医、警察署等のネットワークを、市及び地域包括支援センターが中心となって充実させ、高齢者虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な支援につなげていくための仕組み・連携を強化します。

また、早期発見・見守りネットワーク、保健医療福祉サービス介入ネットワーク、関係専門機関介入支援ネットワーク等のネットワークごとの強化に努めます。

「愛知県高齢者虐待対応マニュアル」「西尾市高齢者虐待対応マニュアル」に基づいた支援ができるよう、今後も研修体制を強化し各地域包括支援センターや関係機関へ周知します。さらに、関係機関の連携を担う高齢者虐待防止連絡協議会において、総合的な対策や協議を行います。

#### ■ 成年後見制度等利用支援事業

##### 事業内容

認知症や知的障害等により、判断能力が十分でない方が不利益にならないよう、法律面で支援しています。

##### 今後の方針

ケアマネジャーに対する高齢者の権利擁護についての研修を実施するとともに、必要に応じて法律家等との連携を強化していきます。

## ■ 介護相談員派遣事業

### 事業内容

月1回、介護相談員を介護施設等へ派遣し、利用者の実態を把握するとともに、不安や不満への相談に応じています。

### 今後の方針

相談業務体制の見直し及び相談業務の成果をサービスの質の向上につなげていくための仕組みづくりに努めます。

## 4 安心して利用できるサービス提供体制の構築

### (1) 介護保険サービスの運営強化

介護保険事業の円滑かつ適正な運営と持続可能な制度の推進を図るため、公平・公正な認定のための体制を整え、調査を実施します。また、引き続きケアプランの点検及び給付状況の点検等を行います。さらに、利用者に対して介護保険サービスの適正な提供ができるよう、事業者への指導・監督や協議、また、サービス事業者情報の公表を計画的・継続的に実施します。

#### ■ 要介護認定の適正化

##### 事業内容

要介護・要支援認定が公平に行われるよう適正化に向けた取り組みを実施します。

##### 今後の方針

要介護・要支援認定調査について、新規のみならず更新、区分変更の申請にかかる認定調査結果について、点検を実施します。

また、認定調査の公平・公正性を確保するため、認定調査基準の明確化や認定調査員に対する資質や専門性の向上を目的とした研修を実施するとともに、今後も家族等の同席の下に調査を実施するよう努めます。さらに、介護認定審査会の公平・公正性を確保するため、委員に対する研修を実施し、審査判定の適正化及び平準化、又は特記事項等が適切に審査に反映できるよう努めます。

#### ■ ケアプランの点検

##### 事業内容

利用者の身体状況にあったケアプランが作成されるよう点検等を実施します。

##### 今後の方針

自立支援に資するケアマネジメントの実践に向け、適切なケアプランの作成を行い、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援が行われるよう、ケアプランの点検をはじめ、介護支援専門員の資質向上のための指導・強化、居宅介護支援事業所への指導等を進めます。

また、高齢者向け集合住宅に居住する要介護者等については、入居者の状態や生活環境に合った適切なケアマネジメントが確保されているか、点検を行います。

## ■ 縦覧点検及び医療情報との突合

### 事業の内容

複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、チェック一覧表を基に提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。また、愛知県国民健康保険団体連合会から提供される入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を確認します。

### 今後の方針

愛知県国民健康保険団体連合会からの提供情報や介護給付適正化システムを活用し、点検・突合作業を効果的に進めることで、請求誤りや二重請求等の早期発見に努めます。

## ■ 住宅改修等の点検

### 事業の内容

利用者宅を訪問し、改修状況等の点検を行います。

### 今後の方針

内容が自立支援につながるものであるか、適切な内容となっているかという視点から、住宅改修を点検し適正化を図ります。また、福祉用具購入・貸与についても、必要性や利用状況等を確認し、適正給付に努めます。

## ■ 介護給付費の通知

### 事業の内容

不要な介護サービスの提供が行われていないか、利用者が点検できるよう、介護給付費の通知を行います。

### 今後の方針

適切なサービス利用の啓発に向けて通知回数や時期を検討します。利用者が自ら利用しているサービスを確認しやすいよう、通知書のレイアウトや内容の工夫に努めます。

## ■ 事業者のサービス提供の適正化

### 事業内容

介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とし、西尾市介護保険サービス事業者等指導実施要綱に基づき、サービス事業者に対し定期的な指導を実施します。

### 今後の方針

担当職員のスキル向上に努めるとともに、対象事業所数の増加に対応するため、指導・監査体制の充実を図ります。

## ■ 事業者情報の開示

### 事業内容

サービス利用者が自らサービスを選択できるように、「西尾市介護事業者・医療機関情報検索システム（ケアネットにしお）」を市のホームページ上で公開します。

### 今後の方針

「ケアネットにしお」において、介護サービスや事業所・施設等を適切に選ぶことができるよう、このシステムの充実を図り、利用啓発に努めます。

また、「ケアネットにしお」は、西尾市内にある各サービス事業者が自ら入力した情報をもとに作成しているため、各サービス事業所から情報提供を受けて、内容を随時更新していきます。

## ■ 苦情対応・解決のための体制

### 事業内容

市民からの相談・苦情に対し、市の相談窓口だけでなく、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の相談事業等でも対応します。

### 今後の方針

市民が気軽に相談でき、適切な対応が図られるよう、市の相談窓口だけでなく、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の相談事業を充実させます。また、相談窓口間の連携を強化します。

要介護認定に対する不満や、介護保険制度運営上の苦情相談について、保険者である市としても相談を受け付け、迅速かつ円滑な対応がなされるよう関係機関との連携に努めます。愛知県国民健康保険団体連合会への手続きについては、利用者に説明を行い、速やかな引き継ぎに努めます。

## ■ 居宅介護支援事業所の事業所指定

### 事業内容

平成 30 年から居宅介護支援事業所の指導監督権限が委譲されるため、本市が事業者指定を行い、計画的に指導や監督を行います。

### 今後の方針

市指定事業者の大幅増が予測されるため、体制整備の強化に向けた検討を図ります。

## (2) 家族介護者支援の推進

介護に携わる家族介護者への負担は、精神的・肉体的な疲労が特に大きなものとなります。「介護離職ゼロ」に向けた取り組みを進める中で、介護サービスだけでなく、家族介護者への福祉サービスの提供により、介護者の心身の負担を軽減し、在宅での介護の継続を支援します。

### ■ おむつ支給

#### 事業内容

市民税非課税世帯に属する、要介護3から5に判定された高齢者を在宅で介護している同居家族を対象に、おむつが購入できる券を支給します。

#### 今後の方針

高齢者が健康的な生活が送れるよう、ねたきりや認知症高齢者を介護する家族の支援に努めます。

見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
支給枚数(枚)	690	700	710

### ■ 家族介護慰労金の支給

#### 事業内容

市民税非課税世帯に属する、要介護4又は5と判定された高齢者を過去半年間、介護保険のサービスを使わずに在宅で介護している家族を対象に、慰労金を支給します。

#### 今後の方針

高齢者が安心して暮らせるよう、対象者への支給を継続実施します。

### (3) 介護・保健・福祉のマンパワーの確保

介護従事者の人材の確保や育成については大きな課題であり、愛知県や関係者と連携して事業の周知啓発や従事者に対する情報提供、各種研修、従事者相互や他職種との連携強化による意識醸成や課題共有等を実施します。

また、介護・保健・福祉の専門人材だけでなく、地域の多様な人材を発掘し、活躍を促進していきます。

#### ■ 人材確保に向けた連携

##### 事業内容

関係機関と連携し、介護従事者の確保や育成に取り組みます。

##### 今後の方針

厚生労働省の「福祉人材確保対策」をもとに、包括的・総合的な人材確保のための取り組みを進めます。

また、愛知県福祉人材センターとの連携や情報収集を強化するとともに、地域ケア会議等の機会を用いて医療・介護・福祉の専門人材の確保方策を協議していきます。

#### ■ 人材確保に向けた補助金の活用

##### 事業内容

サービス事業者が実施する介護従事者確保事業に対する補助金の活用を支援します。

##### 今後の方針

サービス事業者に対し、補助事業の周知に努めます。

愛知県社会福祉協議会の「介護福祉士修学資金等貸付」の制度を広く普及し、新たな修学者の増加や離職した介護人材の再就職の促進を図ります。

## ■ 専門研修の実施

### 事業内容

認知症ケア、医療的ケア等の専門的知識や技術の向上を目的とした研修を実施します。

### 今後の方針

サービス事業所や県等と連携し、さらなる専門的知識や技術の向上が図れる研修方法を検討していきます。

## (4) 佐久島における介護・保健・福祉サービスの展開

佐久島は離島であることから交通の便が悪く、サービスの利用が困難な地域であり、さらに高齢化率が50%を超えているため、介護予防の普及啓発やサービスの充実・維持が重要です。

## ■ 佐久島いきいきサービス

### 事業内容

介護予防のため、佐久島に住む高齢者を対象に、体操やレクリエーション等を行います。

### 今後の方針

島の状況に合わせた健康づくりとサービスの検討を行います。

## ■ 渡船運賃の助成

### 事業内容

離島居住者の介護サービス利用者負担を軽減するため、渡船運賃を助成し、運賃負担額を軽減します。

### 今後の方針

離島における、住み慣れた地域での生活支援維持のため、渡船運賃の助成によって介護サービスの充実に努めます。

## 5 地域包括ケアシステムの発展

### (1) 地域包括支援センター機能の強化

地域包括支援センターは、平成 18 年に介護保険法の改正により設置され、平成 29 年 4 月現在で市内 4 つの圏域に 7 カ所が設置されています。地域包括支援センターには、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を担う重要な役割のほか、地域包括ケアの拠点として、精神障害のある人への対応等も求められる、地域の医療・介護・福祉の中心施設となっています。

そのため、地域包括支援センターの人員体制の強化等、施設機能の充実を図りながら、地域包括支援センターを軸とした関係機関のネットワークの強化に努めます。

#### ■ 地域包括ケアの中心拠点としての活動

##### 事業内容

生活・医療・介護・予防に一連の関係性を重視し、高齢者が今までと同じ地域で充実した日々を送れるよう、地域包括ケアの中心拠点として、地域包括支援センターが一人ひとりの高齢者に合わせた最適なサポートを行います。

##### 今後の方針

地域包括ケアの中心拠点である地域包括支援センターにおいて、地域共生社会実現に向けた機能を担うため、「介護保険サービス」、「高齢者福祉サービス」、「地域の支え合い」等による支援活動に取り組み、自助、互助、共助、公助をコーディネートするシステムの構築に努めます。

#### ■ 総合相談

##### 事業内容

地域において安心できる中心拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつくります。

##### 今後の方針

誰もが身近な地域で気軽に相談ができる高齢者の保健・医療・福祉の総合的な相談窓口として、高齢者やその家族からの様々な相談を受け、その生活課題を把握して、必要なサービスを受けられるよう援助します。

また、地域において安心できる拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつくります。

## ■ 権利擁護

### 事業内容

高齢者が、自らの権利を理解し行使できるように、専門性に基づいた支援をします。

### 今後の方針

地域における高齢者虐待の早期発見、成年後見制度や消費者被害についての周知や啓発等を実施し、高齢者の方々が安心して暮らしていけるよう、総合的で重層的なネットワークを活用し、地域全体で高齢者の様々な権利を守る体制を構築します。

## ■ 包括的・継続的ケアマネジメント

### 事業内容

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員及び介護事業所等との連携を支援します。

### 今後の方針

主治医、居宅介護支援専門員等との多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じて、ケアマネジメントの支援に取り組みます。また、地域の居宅介護支援専門員に対する個別相談窓口の設置を行い、ケアプラン作成技術の指導や個別指導・相談、支援困難事例への指導・助言を行います。

医療機関を含む関係施設やボランティア等、地域の社会資源と連携・協力体制の構築に努めます。

## ■ 介護予防ケアマネジメント

### 事業内容

要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象者と判断できる人に対して、高齢者の自立支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

### 今後の方針

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と生活の質の向上を図ることをめざします。

要支援者と介護予防・生活支援サービス事業対象者に対し、介護予防・生活支援サービスが効果的かつ効率的に提供されるよう、ケアマネジメントとサービス利用の評価等を行うことで、適切な介護予防ケアプランの作成を行っていきます。

また、予防事業対象者を介護予防事業につなげ、介護予防を推進します。

## ■ 地域ケア会議の推進

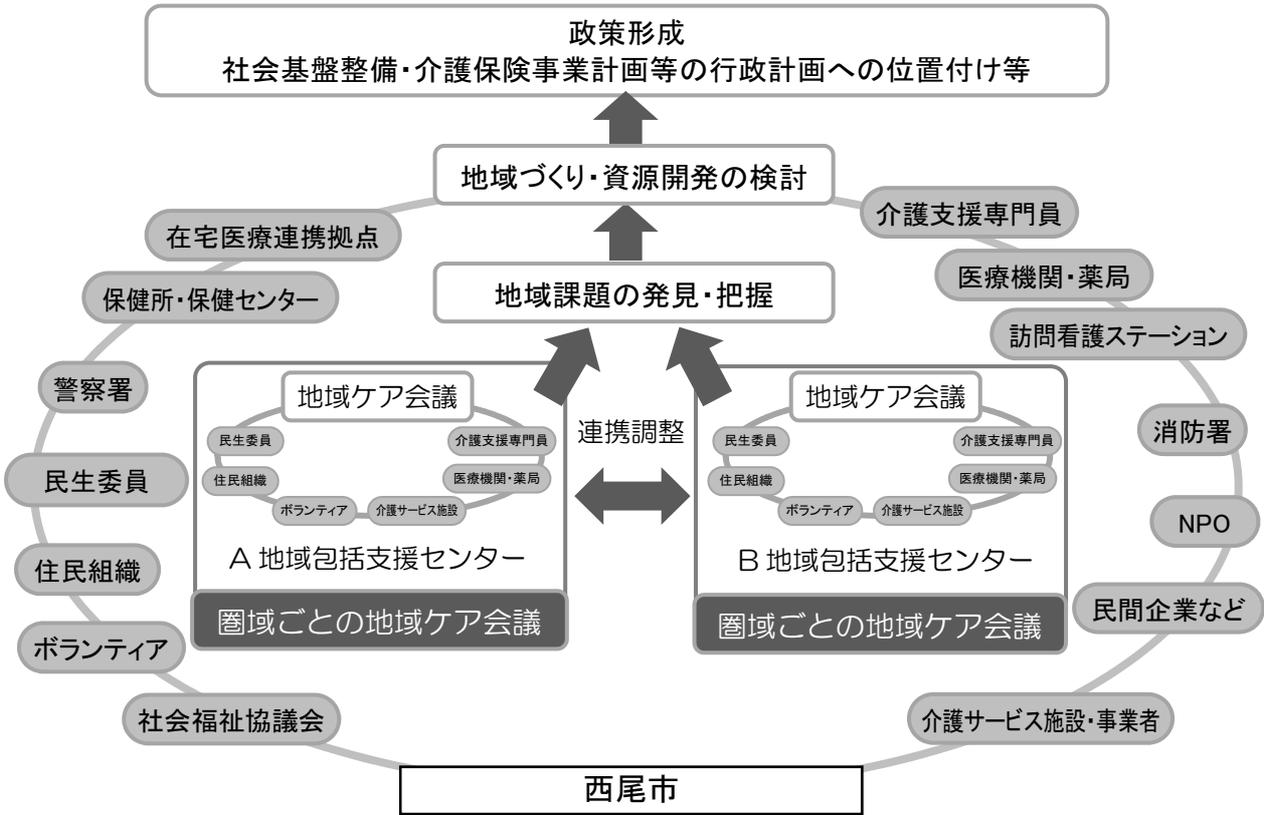
### 事業内容

地域包括ケア実現のため、地域の実情を的確に把握し、地域資源の構築方法や課題解決手段を導き出すための地域ケア会議を行います。

### 今後の方針

地域包括支援センターが中心となり、医療、介護等の専門職をはじめ、町内会、コミュニティ推進協議会、民生委員、老人クラブ等の地域代表者、その他必要な関係者と協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等の必要な高齢者が住み慣れた住まいで生活できるように、社会基盤の整備と他職種協働によるネットワークを重要視しながら、地域ケア会議を推進します。

■ 地域ケア会議を活用した地域包括ケアシステム実現のイメージ



## (2) 地域での見守り体制の強化

見守りの必要な高齢者が増えている中、地域で日常的に見守り、支え合うネットワークを充実させるため、社会福祉協議会、ボランティア等の地域資源と連携していきます。また、身近な地域の人々も巻き込みながら、日々の交流や声かけ等の日常の安否確認により、できるだけ早期に問題を発見し、必要な支援等につなげる仕組みづくりを迅速かつ効果的に行っていきます。

### ■ シルバーカード

#### 事業内容

地域に居住する一人暮らし高齢者世帯及び高齢者のみの世帯を民生委員が訪問調査し、高齢者台帳（シルバーカード）を作成し、緊急時の連絡先等の把握を行います。

#### 今後の方針

緊急時の対策や介護・福祉サービスの有効活用のため、一人暮らしの高齢者等の情報を必要時に限って活用します。

見込量	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
作成件数(人)	7,800	7,950	8,100

### (3) 在宅医療・介護連携の推進

本計画は、県の医療計画と整合を図りながら、在宅医療を担う医療機関等の役割を充実することが求められています。

医療及び介護の双方を必要とする状態の高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療及び在宅介護を一体的に提供するために、居宅に関する在宅医療・介護等の関係機関と連携を強化し、情報提供・相談対応・連絡調整等の適正な実施に努めます。

#### ■ 在宅医療・介護サービスの拡大

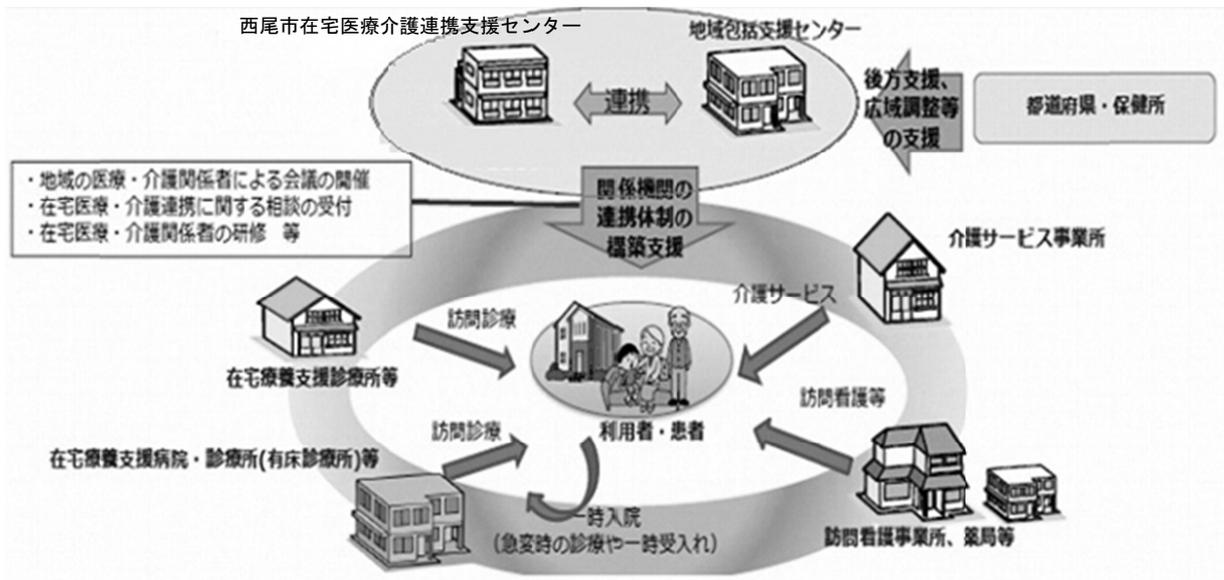
##### 事業内容

在宅医療・介護連携の拠点を設置し、医療分野と介護分野の多職種顔の見える関係づくりを推進し、在宅療養者への一体的なサービスを拡大します。

##### 今後の方針

在宅医療の提供体制を着実に整備するため、在宅医療介護連携支援センターを設置し、地域包括支援センター、医師会等と連携を図り、地域の医療・介護関係者が参画する会議等で検討し、情報共有を進めながら在宅医療・介護サービスの一層の拡大を図ります。

#### ■ 在宅医療・介護連携のイメージ



## ■ かかりつけ医等の啓発

### 事業内容

日常診療において、患者の生活背景を把握し、自己の専門性に応じた医療を提供するとともに、高齢者が少しでも長く地域で生活できるよう在宅医療に取り組むかかりつけ医の啓発を進めます。

### 今後の方針

市民一人ひとりの健康管理や疾病予防、状態の悪化防止等について、生涯にわたる相談・指導を受け、高齢期の生活の質を高めるため、医師会と連携を図りながら、かかりつけ医に関する啓発や、個別相談に対応していきます。

## 6 介護サービスの適正整備

地域包括ケアみえる化システム等を用いて介護保険サービスの利用状況を正確に把握し、介護保険事業が今後も円滑かつ適正に運営されるよう、サービスの提供体制整備を図ります。

(サービス見込みは推計の精査により変動します。)

また、「共生型サービス」といった新しいサービス提供についても、障害担当課と検討を進めていきます。

### (1) 居宅サービスの適正整備

介護保険サービスを利用しながら自宅での生活を希望する人が多い中、高齢者が住み慣れた地域でその人らしく、安心して生活ができるよう、在宅に重点をおいたサービスの充実・強化に取り組みます。

サービスの利用状況を踏まえるとともに、要介護認定者数の増加に対応した、サービス供給体制の整備を進めていきます。

	事業内容
訪問介護	利用者の自宅を訪問し、生活面での自立に向けたサポートを行います。ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等の必要な日常生活の支援を行います。
訪問入浴介護	自宅での入浴が困難な利用者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図るため、利用者の自宅を訪問して、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行います。
訪問看護	通院が困難な利用者の療養生活の支援と心身機能の維持・回復を図ります。訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が利用者の自宅を訪問して、療養上の支援や必要な診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション	通院が困難な利用者の心身機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けます。理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問して、理学療法や作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導	通院が困難な利用者の療養上の管理及び指導を行います。医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、療養上の管理及び指導を行います。

	事業内容
通所介護	利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。利用者がデイサービスセンターへ通所し、入浴や食事等の日常生活上の支援や、相談、助言、機能訓練、レクリエーション等のサービスを受けます。
通所リハビリテーション	利用者が老人保健施設や病院、診療所等へ通所し、心身機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法等のリハビリを受けます。
短期入所生活介護	利用者の心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者は特別養護老人ホームへ短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練等のサービスを受けます。
短期入所療養介護	利用者の心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設へ短期間入所し、看護や医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の支援等のサービスを受けます。
福祉用具貸与	心身機能が低下し、日常生活に支障がある利用者等に、日常生活上の動作や機能訓練に役立つ福祉用具の貸出を行います。
福祉用具購入費	心身機能が低下し、日常生活に支障のある利用者等に、日常生活上の動作や機能訓練に役立つ福祉用具購入費用の一部を支給します。
住宅改修費	心身機能が低下している利用者の生活支援や、介護者の負担軽減を図ります。手すりの取付や段差解消等の小規模な住宅改修を行う場合に、その費用の一部を支給します。
特定施設入居者生活介護	介護付きの有料老人ホーム等に入所している利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介助、生活等に関する相談、助言等の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の介護を行います。
介護予防支援 居宅介護支援	在宅サービス等が適切に利用できるように、利用者の依頼を受け、介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設の紹介等を行います。

## サービス見込み

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
訪問介護(人)	介護	8,352	8,424	8,508	9,168
訪問入浴介護(人)	介護	1,260	1,404	1,500	1,704
	予防	0	0	0	0
訪問看護(人)	介護	3,612	4,044	4,440	5,208
	予防	372	384	432	516
訪問リハビリテーション(人)	介護	1,632	1,836	2,016	2,316
	予防	312	324	336	372
居宅療養管理指導(人)	介護	4,860	5,820	6,852	8,400
	予防	324	408	492	588
通所介護(人)	介護	14,148	15,264	16,572	20,796
通所リハビリテーション(人)	介護	9,432	9,744	10,176	11,964
	予防	2,160	2,196	2,208	2,628
短期入所生活介護(人)	介護	3,192	3,240	3,288	3,768
	予防	144	168	204	276
短期入所療養介護(人)	介護	1,992	2,004	2,016	2,244
	予防	36	48	60	72
福祉用具貸与(人)	介護	23,388	24,972	26,784	32,904
	予防	7,128	7,572	7,908	9,360
福祉用具購入費(人)	介護	504	528	540	600
	予防	120	132	132	156
住宅改修費(人)	介護	432	444	456	504
	予防	180	180	192	252
特定施設入居者生活介護(人)	介護	492	492	492	492
	予防	0	0	0	0
居宅介護支援(人)		33,120	34,764	36,696	43,404
介護予防支援(人)		11,172	11,712	12,180	12,624

## (2) 地域密着型サービスの適正整備

可能な限り住み慣れた地域において、継続した生活をめざす地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスとして地域密着型サービスを位置づけ、今後高まる需要に対応するため、計画的に整備を進めていきます。

高齢化の進行により、認知症高齢者も今後さらに増えることが予想されることから、住民ニーズを捉え、適正な基盤整備を図っていきます。

	事業内容
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	重度者を始めとした利用者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。
夜間対応型 訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問、又は通報を受け、利用者の自宅において、入浴、排せつ、食事等の介助、その他の日常生活上の支援を行います。
地域密着型 通所介護	利用定員が18人以下の小規模なデイサービスセンターへ通所し、食事等の日常生活上の支援や、相談、助言、機能訓練、レクリエーション等のサービスを行います。
認知症対応型 通所介護	介護が必要な認知症高齢者がデイサービスセンターへ通い、入浴や食事等の日常生活上の支援や、相談、助言、機能訓練、レクリエーション等を行います。
小規模多機能型 居宅介護	「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービス提供を行い、在宅での生活継続を支援します。
認知症対応型 共同生活介護	介護が必要な認知症高齢者が少人数で共同生活を行い、認知症の進行を和らげます。家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフが入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行います。
地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護	居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、身近な地域において、入浴、排せつ、食事等の介助、機能訓練、健康管理、療養上の支援を行います。

## サービス見込み

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護(人)		0	0	0	0
夜間対応型訪問介護(人)		0	0	0	0
地域密着型通所介護(人)		5,772	6,156	6,552	8,352
認知症対応型通所介護(人)	介護	624	696	792	996
	予防	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護(人)	介護	2,244	2,388	2,592	3,108
	予防	240	264	312	312
認知症対応型共同生活介護(人)	介護	1,512	1,728	1,728	1,728
	予防	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(人)		936	936	936	936

### (3) 施設サービスの適正整備

介護保険料への影響も考慮しつつ、高齢化の進展に対応するために必要な体制づくりを進めていきます。

本市は、要介護3以上の高齢者数に占める介護老人福祉施設の待機者数が、近隣都市と比較して高い状況となっており、今回計画期間中に1か所の介護老人福祉施設(定員数100床)の整備を検討しています。団塊の世代が75歳を迎える平成37年に向けて、こうした施設整備を計画的に行っていきます。

また、施設サービスのうち、介護療養型医療施設は原則として平成29年度末までに設置期限を迎えており、県の医療圏保健医療計画の内容を踏まえつつ、今後6年間で、順次介護医療院等への転換を進めていきます。

	事業内容
介護老人福祉施設	居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の生活上の介護、機能訓練、健康管理、療養上の支援を行います。
介護老人保健施設	入院治療の必要のない利用者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の介護を行います。
介護療養型医療施設	療養型病床群等をもつ病院及び診療所の介護保険適用部分に入院する利用者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療を行います。

#### サービス見込み

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護老人福祉施設(人)	6,516	6,540	7,152	7,692
介護老人保健施設(人)	6,240	6,240	6,276	6,312
介護医療院(平成37年度は介護療養型医療施設を含む)(人)	240	480	720	1,296
介護療養型医療施設(人)	1,056	816	576	

## 7 介護保険料の設定

### (1) サービス見込量の推計の手順

サービス見込量は、以下の手順に沿って行います。

#### ① 被保険者数の推計

平成 30 年度～平成 32 年度までの3か年と、平成 37 年度の男女別5歳区切りの人口推計（住民基本台帳をベースとして、コーホート変化率法で推計）



#### ② 要介護認定者数の推計

男女別、年齢別、要支援・要介護度別の認定率をもとに、推計人口を掛け合わせて算出



#### ③ 施設・居住系サービスの利用者数の推計

介護保険施設サービス+居住系サービスの利用者数見込みを算出（市内の施設整備動向やアンケートからの市民ニーズ等を踏まえ、調整）



#### ④ 居宅サービス利用者数の推計

認定者推計から施設・居住系サービス利用者数推計を引いて、居宅サービス受給率を掛け合わせて算出



#### ⑤ 総給付費の推計

利用者数推計にサービス別・要介護度別の一人当たり給付額（実績からの推計）を掛け合わせて算出



#### ⑥ 第1号被保険者保険料額の設定

総給付費に諸費用を加算し、所得段階別被保険者数で割って、第1号被保険者保険料額を算出

## (2) 介護給付費等の見込み

平成 27 年度から平成 28 年度の給付実績及び平成 29 年度の給付実績見込みを踏まえ、各サービスにおける給付費を以下のように算出しました。(今後、国から示される介護報酬等の改定率や推計の精査等により変動します。)

### ■ 介護給付費

単位:千円

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
<b>居宅サービス</b>				
訪問介護	429,099	439,224	468,514	505,099
訪問入浴介護	68,401	73,742	76,835	77,997
訪問看護	167,765	183,956	196,203	202,182
訪問リハビリテーション	49,871	56,703	63,711	75,645
居宅療養管理指導	37,366	44,481	51,991	63,267
通所介護	1,327,818	1,463,446	1,616,024	2,204,969
通所リハビリテーション	685,726	768,735	794,358	929,589
短期入所生活介護	300,411	313,027	328,858	499,288
短期入所療養介護	156,118	161,011	164,101	236,427
福祉用具貸与	313,253	329,843	345,336	409,652
福祉用具購入費	16,227	17,070	17,394	19,046
住宅改修費	37,371	38,473	39,367	43,978
特定施設入居者生活介護	94,972	94,972	95,400	95,820
<b>地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	529,248	577,722	628,603	907,268
認知症対応型通所介護	64,995	66,737	69,881	73,266
小規模多機能型居宅介護	464,607	489,399	532,903	630,778
認知症対応型共同生活介護	393,597	449,719	449,719	449,719
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	268,850	268,850	268,850	268,850
居宅介護支援	511,543	535,352	560,303	660,101
<b>施設サービス</b>				
介護老人福祉施設	1,732,347	1,742,233	1,908,791	2,053,152
介護老人保健施設	1,726,403	1,726,403	1,736,925	1,746,108
介護医療院(平成 37 年度は介護療養型医療施設を含む)	90,251	179,271	269,060	484,339
介護療養型医療施設	394,088	305,068	215,279	
<b>介護給付費計</b>	<b>9,860,327</b>	<b>10,325,437</b>	<b>10,898,406</b>	<b>12,636,540</b>

## ■ 介護予防給付費

単位:千円

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
<b>居宅サービス</b>				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	11,474	12,103	13,964	16,720
介護予防訪問リハビリテーション	7,747	7,806	7,936	8,564
介護予防居宅療養管理指導	2,873	3,634	4,407	5,267
介護予防通所リハビリテーション	74,719	77,315	79,611	95,375
介護予防短期入所生活介護	6,400	7,058	8,044	10,630
介護予防短期入所療養介護	273	365	455	547
介護予防福祉用具貸与	45,204	48,114	50,463	59,892
介護予防福祉用具購入費	3,084	3,387	3,387	4,002
介護予防住宅改修費	17,294	17,389	18,670	24,594
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
<b>地域密着型サービス</b>				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	15,792	17,371	20,529	20,529
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防支援	53,169	55,738	57,965	60,076
介護予防給付費計	238,029	250,280	265,431	306,196

## ■ 総給付費

単位:千円

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護給付費	9,860,327	10,325,437	10,898,406	12,636,540
介護予防給付費	238,029	250,280	265,431	306,196
一定以上所得者調整分	-	-	-	-
総給付費計	10,098,356	10,575,717	11,163,837	12,942,736

## ■ 標準給付費

単位:千円

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
総給付費	10,098,356	10,575,717	11,163,837	12,942,736
特定入所者介護サービス費等給付額	376,801	393,688	417,952	462,517
高額介護サービス費等給付額	219,418	229,251	243,380	269,331
高額医療合算介護サービス費等給付額	31,254	32,654	34,666	38,363
算定対象審査支払手数料	5,747	5,919	6,096	7,656
標準給付費計	10,731,576	11,237,229	11,865,931	13,720,603

## ■ 地域支援事業費

地域支援事業は、高齢者が要介護状態になるのを予防するための介護予防・日常生活支援総合事業及び要介護状態となっても可能な限り地域において自立した日常生活ができるよう支援する包括的支援事業・任意事業で構成されています。

この事業費に対しては、保険料と公費が充てられます。

単位:千円

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	346,455	350,655	353,064	358,917
包括的支援事業・任意事業費	267,414	270,656	272,515	277,033
地域支援事業費計	613,869	621,311	625,579	635,950

## ■ 介護保険事業費

標準給付費及び地域支援事業費を合計すると、以下のように推計されます。

単位:千円

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護保険事業費	11,345,445	11,858,540	12,491,510	14,356,553

### (3) 介護保険料の算出

#### ■ 介護保険財政の仕組み

介護保険の財源については、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用（給付費）の50%を保険料、残り50%を税金等の公費で賄うこととなっております。また、第1号被保険者は給付費の23%を負担することになります。

ただし、調整交付金の割合によって、第1号被保険者の負担割合は増減します。地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業の財源については、第1号被保険者の保険料と公費で構成されます。

	介護給付費 (施設等)	介護給付費 (その他サービス)	地域支援事業費	
			介護予防・日常生活 支援総合事業費	包括的支援事業 任意事業費
国	15.0%	20.0%	25.0%	38.5%
国庫調整交付金	5.0%	5.0%	-	-
県	17.5%	12.5%	12.5%	19.25%
市	12.5%	12.5%	12.5%	19.25%
第1号被保険者	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
第2号被保険者	27.0%	27.0%	27.0%	-
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注：調整交付金については、各市町村の高齢化率や所得水準による財政力格差を調整するため、市町村によって5%未満や5%を超えて交付されることがある。

#### ■ 所得段階別保険料

前回計画では、所得段階を13段階としていましたが、今回計画においては●段階とします。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 計画の進捗把握と評価の実施

本計画では成果目標の達成をはじめ、基本目標の推進を図りながら基本理念の実現をめざしていきます。そこで、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、各種協議会等を活用し、計画の検証に努めてまいります。

また、計画に記載している内容については、高齢者福祉施策の推進、及び介護保険事業の円滑な運営が適切に行われているかを、保険者である西尾市がPDCAサイクルを回しながら評価、検証し、目標達成に向けたそれぞれの施策について必要な改善策を検討するほか、庁内関係者と市内の事業者あるいは団体との意見交換を、地域包括支援センターにおける地域ケア会議等の場を利用しながら実施します。

### 2 計画推進体制の整備

#### (1) 連携及び組織の強化

高齢者福祉計画・介護保険事業計画に掲げる幅広い施策を円滑かつ効果的に進め、基本理念の実現につなげるため、庁内や関係機関との連携の充実や組織の強化を行ってまいります。

#### (2) 保健・医療・介護等の多職種・地域住民との協働

地域包括ケアシステムを構築し、円滑に推進するためには、高齢者の個別課題の解決や地域課題の把握について、保健・医療・介護等多職種の協働により取り組むことが重要です。また、地域課題の解決には、地域福祉の重要な担い手となる民生委員やボランティア、地域住民の自主活動組織等の主体的参画が重要となります。

そのため、行政・事業所や医療機関等の専門職種・地域住民の協働と連帯に基づくパートナーシップを構築していきます。

### (3) 県及び近隣市町との連携

介護保険制度の円滑な運営においては、介護サービスの広域的利用等周辺地域との関わりも大きいため、県や近隣市町との連携が不可欠となります。そこで、県や近隣市町との情報交換や連絡体制の強化を図り、近隣地域とも一体となった介護保険事業及び保健福祉事業の展開を進めます。